

学会情報

IFA/APAC(アジア太平洋地域)第9回地域会合の様様

税務大学校 研究部 部長
笹 川 篤 史
研究部 教授
高 橋 麻 莉
研究部 教授
飯 田 淳 一

◆SUMMARY◆

2026年5月11日(月)及び12日(火)、東京において IFA/APAC(アジア太平洋地域)第9回地域会合(2026年東京大会)が開催された。本稿は、税務大学校研究部の笹川篤史研究部長、高橋麻莉教授及び飯田淳一教授の3名が同会合を聴講し、その内容のうち主要な議論のポイントを整理・報告するものである。

当日の発言はすべて英語で行われ、同時通訳は提供されていなかったため、本稿は、当日の議論の内容について執筆者らの理解に基づき、発言の趣旨を取捨選択の上で整理・要約したものであり、逐語的記録ではない。

なお、本稿における日本語訳及び記述は、いずれも執筆者らの責任において行っている。

(税大ジャーナル編集部)

キーワード：IFA、脱グローバル化、移転価格、富裕税、紛争解決、付加価値税

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに	2
開会挨拶	3
祝辞	3
基調講演：国際課税の現状に関する所感：分断を橋渡す共通原理を求めて	4
基調講演：国税庁による多国間協力におけるリーダーシップ	6
セッション1：分断化された将来像：転換期にあるグローバル課税とサプライチェーン	7
セッション2：脱グローバル化と課税主権の再強化	18
セッション3：移転価格を取り巻く環境の変化	25
セッション4：国境を越える富：富裕層(HNWI)に対する租税上の課題	31
セッション5：変化する国際環境下における税務紛争の解決	38
セッション6：効率的かつ公正な付加価値税(VAT/GST)のためのデジタルインボイス	48
セッション7：アジア地域の租税に関する最新トピック：新興論点及び地域動向	57
2026年IFA年次総会(オーストラリア・メルボルン)の案内	64
2027年IFAアジア太平洋地域会合(インドネシア・ジャカルタ)の案内	64
閉会挨拶	64

はじめに

IFA(International Fiscal Association：国際租税協会)は、各国の研究者、実務家及び税務当局関係者が参加し、国際課税に関する議論と研究を行う国際的な学術団体である。

IFA/APAC(アジア太平洋地域)地域会合は、その地域に属する各国・地域の専門家が一堂に会し、国際課税に関する課題について議論するために開催されるものである。同地域会合は、2015年のシンガポール大会を第1回として、IFA/APAC 各国支部が持ち回りで主催しており、東京大会は当初2021年の開催が予定されていたが、コロナ禍(COVID-19の感染拡大)により延期されていた。

今回、第9回地域会合として、東京大会が2026年5月11日(月)及び12日(火)の両日にIFA日本支部の主催により開催された。参加者数は内外含め約200名であった。各国の研究者、弁護士、公認会計士などの租税専門家に加え、各国の税務当局からの登壇もあり、多様な立場から活発な議論が行われた。また、IFA本部及び関連組織からも主要な関係者が来日し、IFA会長のMs. Natalia Quiñones(コロンビア)、IFA/APAC議長のMr. Ichwan Sukardi(インドネシア)、IFA/WIN(Women of IFA Network)議長のMs. Ana Claudia Akie Utumi(ブラジル)及びIFA/YIN(Young IFA Network)議長のMr. Ignacio Gepp(チリ)らが対面で参加し、議論に加わった。日本からも、財務省及び国税庁の関係者が参加し、基調講演には宇多村哲也財務省主税局参事官(国際租税総合調整官)及び武田一彦国税庁審議官(国際担当)が登壇したほか、パネルディスカッションにおいても、国税庁から大柳久幸企画課長、井澤伸晃相互協議室長及び池田麻実企画課補佐が参加した。

本稿は、税務大学校研究部の執筆者3名が同大会を聴講し、登壇者の発言内容を取捨選択のうえ整理し、主要な議論のポイントを報告するものである。大会当日の発言はすべて英語で行われ、同時通訳は提供されていなかったため、本稿の記述は、執筆者らがそれぞれの理解に基づき内容の要約・翻訳を行い、さらに論点の整理や必要な補足説明を加えている。したがって、記載内容は執筆者の責任において可能な範囲で忠実な再現に努めたが、必ずしも原発言の表現やニュアンスを完全に反映するものではない。

開会挨拶

増井 良啓(東京大学教授、IFA 日本支部理事長)

本日は2026年東京大会のために東京にお越しいただき、大変嬉しく思う。IFA 会長 Natalia Quiñones 氏、基調講演者である財務省の宇多村哲也氏、国税庁の武田一彦氏をお迎えでき大変光栄である。また、アジア太平洋地域をはじめ世界各地から参加していただいたことに深く感謝している。

本大会のテーマは「不確実性の中を進む：多国間協力の未来(Navigating uncertainty : The future of multilateral cooperation)」である。本大会が刺激的で活発な議論の場となり、東京での滞在が思い出深いものになることを願っている。

祝辞

Ms. Natalia Quiñones (Colombia, President of IFA)

本日ここ東京で2026年 IFA/APAC 大会の開会に立ち会えることを大変光栄に思う。IFA を代表して、参加者全員に心から歓迎の意を表する。日本は伝統と現代性、静けさと活力を見事に融合させた特別な国であり、その文化や美意識、知的規律は卓越したものである。その精神は国際租税分野への貢献にも表れている。日本の主催者に深く感謝する。

本大会には私自身にとって特別な意味がある。増井教授は私の恩師であり、その指導と知性によって租税条約交渉官としての道を志すことになった。本大会のプログラムはその卓越性をよく示しており、日本支部のリーダーシップに感謝している。

アジア太平洋地域をはじめ各国からの参加者を歓迎する。この地域は貿易や投資、経済革新の中心であり、本日集まった専門家はその水準を体現している。我々は単なるネットワークではなく、共通の目的に基づくコミュニティである。

今後5年間の IFA の戦略的優先事項を共有したい。第一に「ローカルの強化とグローバルな展開」であり、各支部を支援しつつ全体のガバナンスを強化し、会員同士のつながりを深める。第二に「技術的・思想的リーダーシップの確立」であり、高度な議論と研究を通じて国際租税分野の中心的存在となることを目指す。第三に「グローバルプラットフォームの確立」であり、OECD や国連などとの連携を強化し、IFA の存在感を高める。また、多様性の重要性を強調し、若手や女性専門家の参加拡大を進めることで、より多角的な視点を政策形成に提供していく。

現在、国際租税を取り巻く環境は複雑であり、税主権やサプライチェーンの変化の中で既存の制度が試されている。このような時期こそ、IFA の役割が重要である。異なる立場の専門家が集まり、複雑な問題を明らかにし、共通理解を築く場でありたい。

本大会に積極的に参加し、得られた知見とともにコミュニティへの帰属意識を持ち帰ってほしい。IFA を代表して東京での開催を歓迎し、2026 年メルボルン大会での再会を期待している。

基調講演：国際課税の現状に関する所感：分断を橋渡す共通原理を求めて

Reflections on the current landscape of international taxation: In search of common principles to bridge a fragmenting world

宇多村 哲也 財務省主税局参事官(国際租税総合調整官)

今日の国際課税の政策論は、増井理事長が指摘された通り、OECD/G20「BEPS 包摂的枠組み(Inclusive Framework :IF)」、国連、そして米国という、固有の正当性、政策的優先順位及び政治的影響力を有する三つの極の影響下にある。本日は、個人的所見として、分断が進んでいるかに見える政策論の橋渡しとなるべき共通原理を、制度の背後にある論理やナラティブに焦点を当てつつ探ることとしたい。

不確実性の高まる中では、先ずは一定の安定が実現された領域に着目することが有益であり、その具体例が Side-by-Side 合意(SbS)である。これは、各国が画一の制度を求められるのではなく、異なる税制が重複や衝突を回避する規律ある調整により、共存を図る枠組みであり、米国の最低課税ルールと「第2の柱(Pillar 2)」の重複適用の回避を可能としている。しかし、その本質は厳格な適格要件にあり、強固な CFC(Controlled Foreign Corporation)ルール、区分管理された外国税額控除、十分な法定税率及び国内ミニマム課税制度の存在を求めることで、グローバル・ミニマム課税の規律を維持・強化する設計となっている。このことは、安定が必ずしも制度の画一化によらず、制度間の相互運用性(inter-operability)によっても達成し得ることを示唆するものである。2029 年の評価をなお注視する必要はあるものの、SbS は、制度の相違を前提としつつも、安定と規律への共通のコミットメントの下での共存を示す先例である。

国際課税は岐路にある。「第1の柱(Pillar 1)」の Amount A を実施するための多国間条約(Multilateral Convention to Implement Amount A of Pillar One: MLC)の発効は困難に直面しており、この状況は、グローバルな制度をトップダウンで設計しようとする試みと、現実のボトムアップ的制約との緊張関係を象徴している。Amount A では、デジタルサービス税(Digital Service Tax : DST)の撤廃を担保するため多国間条約の枠組みが採用されたが、これは安定性や予見可能性を確保し得る一方で、ビジネスモデルや技術の急速な変化に対する柔軟性に課題を残す。国連における議論も同様に条約型アプローチを採用しており、安定性と適応性の両立が問われるだろう。さらに、執行可能性及び持続可能性の重要性は、Pillar 2 の経験からも明らかである。GloBE ルール(Global Anti-Base Erosion Rule)は共通アプローチの下で各国の国内法により実施されるが、それでも、その導入は想定以上に複雑であり、企業及び税務当局の双方に大きな事務負担が生じている。これらの経験は、制度設計の初期段階から、行政コストや実務負担、実務上の調整可能性を十分に織り込む必要があることを示唆する。

Amount A は、大規模多国籍企業の利益の一部を市場国に定式的に再分配する仕組みだが、既存の移転価格制度との調整が不可欠である。特に、課税ベースを手放す国の特定や納税主体の確定は、極めて重要かつセンシティブな設計箇所であり、二重課税の除去に加え、利益の二重計上の排除を要するなど、高度な国際的調整が不可欠である。こうした点は、制度の安定性と確実性が執行コストや実務負担を上回らない限り、制度としての持続可能性が確保され得ない

ことを示唆している。

このような状況の下、国際課税における基本原理への回帰が求められる。すなわち、短期的な税収確保ではなく中長期的な確実性と安定性を重視すべきであり、過度な課税権の主張は分断を深め、経済全体の効率を損ない得る。独立企業原則(Arm's Length Principle)は、その適用上の困難性にもかかわらず、依然として国家間で共有される利益配分の基本原理として通用しており、新たな制度が導入される場合においても公準としての役割を維持すると考えられる。

さらに、新たな課題として AI 技術の進展がある。AI を課税客体として捉える議論がある一方、その価値はエネルギー、インフラ及びデータといった現実の投資に依存するとの指摘もある。現行の移転価格税制は、開発拠点、サーバー、データ提供といった貢献を一定程度反映しており、これ以上の課税権の再分配は技術革新のインセンティブを損なうとの論もある。他方で、現行の機能分析や無形資産評価の枠組みは、境界のないアルゴリズムの価値を十分に捉えきれないとの指摘もある。無形資産の評価や市場国への利益配分、二重課税の除去のあり方は引き続き重要な論点として残る。

デジタル化の進展により価値創造の所在の特定は困難となっているが、価値実現の場所、すなわち消費地は比較的明確である。所得課税の枠組みを頻繁に組み替えることには大きなコストを伴うため、付加価値税(Value Added Tax: VAT)による消費地課税の補完的役割に注目する必要がある。日本においても、リバースチャージやプラットフォーム課税の導入により制度整備が進められており、デジタル経済における安定的な課税手段として位置付けられている。

OECD、国連及び米国による政策競争は建設的であれば問題ではなく、むしろ、これらのフォーラムにおいて参加国の構成が大きく重複していることを踏まえれば、政策論を通じ安定性・確実性をもたらす方向へと一定の収斂が図られることが望ましい。建設的な議論のためには、公平・中立・一貫した制度論に加え、短期的な利益配分にとどまらず、課税基盤全体の拡大を志向する中長期的な視点が求められる。

この多極化する国際課税環境において、日本は、安定性と予見可能性の恩恵を受けてきた国として中立的立場から橋渡し役を果たし得る。日本はこれまでも差別的措置に依拠せず、制度の安定性を重視する立場を明確にしてきた。OECD、国連及び米国を結ぶ論点として「税務インフラ」の重要性を指摘したい。具体的には、国内資金動員(Domestic Resource Mobilization :DRM)、紛争予防・解決、そして情報交換(Exchange of Information: EOI)であり、これらはいずれも国際課税制度の運用を支える基盤であり、信頼の構築に不可欠である。

DRM は、自国財政を自らの税収で安定的に運営するものであり、開発途上国のみならず先進国にとっても、本分野の能力向上は統治の正当性の強化に資する。日本も制度設計や執行面の経験を共有することにより、実務的に機能する制度構築を支援している。2026 年 3 月に東京で開催された PCT(Platform for Collaboration on Tax : IMF・世銀等から成る税に関する協働のためのプラットフォーム)主催の「税と開発会議」では、各国主導による歳入確保の重要性と国際機関による協調支援の必要性が再確認され、G 7 でも大臣宣言として採択された。

紛争予防・解決の枠組みは、複数制度が並存する環境において、二重課税が投資や貿易の阻害要因となることを防ぐ不可欠の基盤である。明確な枠組みの下で取引コストを低減しつつ、対話と調整を通じた解決を図ることが、より持続可能で安定的かつ公平な結果につながるということが知られており、とりわけグローバル企業に対しては画一的なルール適用よりも効果的と考えられる。

EOI は、国際課税における信頼の基盤である。EOI は実務的協力の積み重ねを通じて発展してきた分野であり、金融口座情報の自動的交換、暗号資産への対応、実質的支配者情報の把握強化など、具体的な進展が見られる。こうした経験は、信頼が協力の前提ではなく、協力の蓄積によっても形成され得ることを示している。

現在、多国間協力は再構築の過程にあり、基本的考え方が問われている。国際課税政策は単に税收確保にとどまらず、二重課税・二重非課税の防止、経済の効率性の向上、さらには投資・貿易・イノベーションを支える安定的環境の整備を目的とするものであり、これらの目的が共有される限り、政策の方向性は自ずと明らかになると考える。

基調講演：国税庁による多国間協力におけるリーダーシップ **Japan NTA's leadership in multilateral cooperation**

武田 一彦 国税庁審議官(国際担当)

国際租税の世界において国際基準や法制度の整備が重要であることは改めて言うまでもないが、適切なルール作りに加えて、ルールの適切な執行も重要である。本日は、グローバル又はリージョナルな多国間の国際会議のうち長官や審議官クラスが出席するものを中心に、税務当局間の執行面での国際協力・連携について紹介したい。

具体的には OECD 税務長官会議(Forum on Tax Administration : FTA)、アジア税務長官会合(Study Group on Asia-Pacific Tax Administration and Research : SGATAR)、租税犯罪等タスクフォース(Task Force on Tax Crimes and other financial crimes : TFTC)、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」(Global Forum on Transparency and Exchange of Information for Tax Purposes : GF)及びアジア・イニシアティブについて簡単に紹介したい。

まず OECD の FTA は、税務当局の長官級が集まるグローバルな多国間のフォーラムである。長官級の対面会議のほか、実務レベルでの協力も行われている。FTA は幅広い税務行政上の課題を扱っており、税務当局間の国際的協力において重要な役割を果たしている。FTA の主な取組の一つが Tax Certainty である。FTA は MAP(Mutual Agreement Procedure)フォーラムを通じて、相互協議手続の効率化と有効性向上に取り組んできたほか、国際コンプライアンス確認プログラム(International Compliance Assurance Programme : ICAP)も FTA の枠組みで開始された。

さらに、グローバル・ミニマム課税(Global Minimum Tax : GMT)の調整された一貫した方法での実施においても FTA は重要な役割を果たしている。例えば、2024 年に開始された「アムステルダム・ダイアログ」は、企業・政府・税務当局の対話を促進し、GMT の執行に伴う事務負担の抑制などを目的としている。

日本の国税庁は FTA において長年重要な役割を果たしてきた。国税庁長官が FTA のビューロメンバーであるほか、事務レベルでも日本の国税庁は例えば相互協議や事前確認制度(Advance Pricing Arrangement : APA)の分野で世界的に高く評価されている。

次に、リージョナルな多国間の国際会議として SGATAR を紹介したい。これはアジア太平洋地域の税務長官級が参加する会議であり、アジア太平洋地域の税務当局間の協力強化や知見共有などを目的としている。日本の国税庁は 1970 年代の発足以来、SGATAR において長年リーダーシップを発揮している。知識やベストプラクティスの共有を積極的に実施しており、例えば、地域の税務職員に対する技術協力を行う SGATAR ワークショップを毎年日本で開催してい

る。SGATAR のようなリージョナルな枠組みは FTA のようなグローバルな枠組みを補完する機能を果たしていると思われる。

次に、OECD の TFTP について紹介したい。TFTP は税務犯罪等捜査当局のハイレベルをメンバーとする、グローバルな多国間の会議体である。現在、OECD 非加盟国を含む 70 以上の国や金融活動作業部会 (Financial Action Task Force : FATF)、世界銀行などの国際機関が参加している。主な成果物として「グローバル 10 原則」があるが、AI や暗号資産などへの対応の取組も進めている。日本の国税庁は 2024 年 5 月から TFTP の議長を務めており、リーダーシップを発揮している。私は議長として、就任以来、包摂性を重視した会議運営に留意している。

また、TFTP は、キャパシティビルディングも重視しており、アジア太平洋地域、ヨーロッパ、アフリカ、ラテンアメリカの世界 4 か所に設立された OECD アカデミーを通じて、各国の査察官への技術協力を積極的に実施している。日本の国税庁は、税務大学校において「OECD アジア太平洋租税・金融犯罪アカデミー」を開催している。

最後に GF とアジア・イニシアティブについても触れたい。GF は、税の情報交換と透明性の強化を目的とするグローバルな枠組みであり、日本は 2000 年代のフォーラム設立以降貢献してきた。この GF のリージョナルな会議体の一つがアジア・イニシアティブである。日本の国税庁は本年 1 月からアジア・イニシアティブの共同議長を務めており、6 月には東京でハイレベル会議をホストする予定である。

以上の取組などを通じて、日本の国税庁は、国際的な連携・協力を進めてきているが、今後も国際協力・連携を強化し、政策と執行の両面で国際税務の発展に寄与していく考えである。本大会での議論がその一助となることを期待する。

セッション 1 : 分断化された将来像 : 転換期にあるグローバル課税とサプライチェーン Fragmented futures: Global taxation and supply chains in transition

Moderator: Ms. Natalia Quiñones (Colombia, President of IFA)

本日は、現在の断片化を生んでいる重要な三つのテーマを軸に議論を進めたい。まず、特に国際基準の将来に関する問題であり、Itai の知見を踏まえて検討する。そしてこれらの仕組みが全体の形成にどのような影響を与え、今後どのように発展していくのかを考えたい。

Prof. Itai Grinberg (US, Georgetown Univ.)

Zoom での登壇を認めてくれたことに感謝したい。

まず、バイデン政権における「第 2 の柱 (Pillar 2)」の交渉責任者として強調したいのは、このプロジェクトは単なる税制の取組ではなかったという点だ。むしろ最も重要な目的は、国際的な経済協力を回復し、ルールに基づく国際経済秩序の新たな基盤を築くことにあった。これはトランプ政権下で関税や同盟国への圧力によって損なわれた国際経済秩序を立て直すための試みだった。

2021 年の G20 首脳会議で合意に達した際、この枠組みは、ナショナリズムの高まりや大国間競争の強化にもかかわらず、国際協力が再び機能し得ることの証と評価された。ホワイトハウスの視点では、Pillar 2 交渉の背後には税制以上の目的があった。その認識が、今日私が述べる内容全体の前提となる。

しかし、信頼回復とルールに基づく秩序の再建という観点から見ると、「第1の柱(Pillar 1)」及び Pillar 2のプロジェクトは総体として失敗したと言わざるを得ない。トランプ氏の再選や、関税政策、さらには各国との不均衡な合意などを含め、米国に対する信頼は低下し、多くの国が米国は経済協力の意思を持たないと考えようになった。その結果、米国主導のルールベース秩序は終焉したと見る向きも強い。この点が議論の出発点となる。

その上で、税制としての Pillar 2を考える必要があるが、そもそもバイデン政権はこれについて、経済成長を再活性化させる政策イニシアティブとして捉えており、単なる国際課税の問題ではなかった。

税制として Pillar 2を支持した理由は幾つかある。第一に、「税源浸食と利益移転(Base Erosion and Profit Shifting : BEPS)」を抑制すること、少なくともその程度を限定することだ。米国は民主党政権の下でタックスヘイブンにはなり得ず、企業の利益移転は損失をもたらす。第二に、法人税率の引き下げ競争を止める必要があった。無制限の税競争は、多国籍企業が各国を競わせて実効税率をゼロに近づける構造を生むからだ。

さらに、国内政治の観点では企業により多くの税負担を求める意図もあった。また、私のような中道派にとって重要だったのは競争条件の公平性だ。米国の税率が他の先進国より大きく乖離すれば競争力を損なうため、米国企業に不利とされない水準で、かつ国際的に均衡した課税を実現する必要があった。加えて、税制の歪みによる M&A の海外流出を防ぐ必要もあった。こうした考え方は、本来は米国企業側も支持していた「イコールフットイング」の発想と同じものであったが、実際にはゼロ税率志向の議論も出てきた。そして政治的に最も重要だったのは、国内法を成立させることだった。米国が先導し、国別の制度を導入すれば他国も追随するという見通しを示すことで、議会の支持を得やすくなると考えていた。

ここで米国の視点から何が起きたのかを理解するために、時間軸を説明したい。重要なのは、米国財務省が私を交渉責任者とし、イエレン長官の指導の下で、2021年10月にOECDで140か国によるグローバル・ミニマム課税に関する政治合意を取りまとめたことだ。その後になって初めて、米国下院歳入委員会がGILTI(Global Intangible Low-Taxed Income)を国別計算方式に改める法案草案を公表した。そして同年11月にローマでG20首脳が「2本の柱」案に合意した後、ようやく下院で15%のGILTI国別計算制度を含む法案が可決され、上院でも当初は50票の支持が見込まれていた。

しかし2021年12月中旬、マンチン上院議員と大統領首席補佐官クレインとの対立により、Build Back Better 法案全体が頓挫した。これは国際課税そのものが争点ではなかったが、同法案に含まれていたGILTI国別計算制度も成立できなくなった。この結果、米国主導で国際協力を再構築するというプロジェクトも、国内立法としての国際課税改革もいずれも失敗に終わった。

その後2024年選挙で共和党が大統領と議会の両院を掌握すると、トランプ陣営はPillar 2に全面的に反対する姿勢を取った。彼らは、多国間ルールとして米国が他国と同じ規律に従うこと自体に否定的だったし、バイデン政権が国内立法に失敗したことで米国にとっての問題がより明確になっていた。

第一に、米国のGILTIは国別計算制度に改正されなかったため、IIR(Income Inclusion Rule)と同等とは言えなくなっていた。もともと両者の共存は国別制度であることが前提だった。第二に、グリーンクレジットの払い戻しや法人税率引上げも実現しなかったため、制度設計の前提が崩れた。その結果、2025年以降、米国企業の国内外利益に対してUTPR(Undertaxed Profits

Rule) が適用されるリスクが高まったが、共和党が税率引上げや制度変更に応じる可能性はなかった。

こうした状況の中で、トランプ陣営は強い圧力を用いて Side-by-Side 合意を交渉し、G 7 諸国もこれに実質的に受け入れる形となった。その結果、この合意では米国本社の多国籍企業が IIR や UTPR から除外される一方で、他国企業に対しては実効税率を実質的に引き下げる仕組みが組み込まれた。簡素化されたセーフハーバーや実体ベースの優遇措置は、表向きは 15% を維持しつつ、実際にはそれ未満の税負担でも適合可能にする機能を持っている。

この仕組みは、米国企業が全体の約 40% の利益を占める中で彼らを適用除外とした以上、他の企業の税負担を引き下げて均衡を取る必要があったためと理解できる。結果的に、非米国企業は依然としてグローバル・ミニマム課税制度の下でより強い影響を受けることになる一方、米国企業は 14% 程度の混合ベースで課税を調整できる。

さらに問題なのは、米国が Pillar 2 と同等の制度を有すると主張する根拠が弱いことだ。国内最低税として 15% の CAMT (Corporate Alternative Minimum Tax) があるとされたが、合意直後に出されたガイダンスによってその実効性は大きく低下し、実質的に制度が弱体化している。そのため、米国の制度が Pillar 2 と同等であるという主張は、現時点では説得力を失っている。

Moderator: Ms. Natalia Quiñones (Colombia, President of IFA)

この論点については他の法域の視点もぜひ共有したい。EU でも異なる立場が存在しており、今の話はその一端を示していると思う。一点だけ補足すると、恩恵を受けるのは米国本社企業だけではないという点だ。シンガポールやスイスのような法域もグローバル・ミニマム課税制度を通じて利益を得ている。また、OECD はこうした政策に対抗するための濫用防止や整合性確保のルールを十分に構築できていない。

さらに、EU がマルタやキプロスといった国への対応を行わなければ、本来の目的である利益移転の防止、すなわち実効税率ゼロの所得をなくすという目標自体が達成できなくなる可能性がある。

加えて強調したいのは、Side-by-Side は米国多国籍企業にとって有利であるだけでなく、プリンシパルセンターを設置する法域にとっても有利に働く仕組みだという点だ。

南 繁樹(長島・大野・常松法律事務所)

先ほどの説明、特に Pillar 2 を巡る現在の国際課税の状況を踏まえ、いくつか問題提起をした。まず根本的な問いとして、Pillar 2 はもはや終わったのか、それともなお存続しているのか、という点である。現在の Side-by-Side の枠組みは、米国と OECD 諸国との妥協の産物ではあるが、その内容は非常に複雑であり、各国間で共通の理解を持つこと自体が難しい状況にある。

本来、同一の基準に基づいて課税を行うのであれば、各国・各制度を標準化する必要があるが、実際には法域ごとに制度の差異が残っており、その整合性をどのように確保するのかは依然として大きな課題である。その意味で、Pillar 2 が完全に機能しているとは言い難い一方で、制度自体はまだ完全には失われておらず、「まだ生きている」とも言える。

そもそも IIR は CFC (Controlled Foreign Corporation) 税制のように親会社が子会社の所得を課税する仕組みであるが、Pillar 2 の下では各国が自国内で 15% まで課税することが想定されていた。しかし、現在の Pillar 2 の姿、すなわちコメンタリーやガイダンスを踏まえた実務では、当

初の設計から変質している。

具体的には、二つの重要な要素がある。一つは実体ベース所得除外で、人件費や有形資産の一定割合を課税ベースから除外する仕組みである。もう一つは、新たに導入された実体ベースの税制優遇に関するセーフハーバーで、実効税率計算の際にインセンティブを調整することで税負担を軽減し得る仕組みである。

このように制度を評価すると、現在の Pillar 2 は「半分満たされたコップ」とも「半分空のコップ」とも言える状況にある。実体要素を考慮することで各国のインセンティブ政策の存続が可能になる一方で、それが当初の目的であった課税の均衡や利益移転の抑制という目標をどこまで達成できるのかについては、なお不透明な部分が残っている。

付け加えると、QDMTT(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)によって各国は自国で 15% の最低税率を確保することが可能であり、この点は制度の重要な要素として機能している。また武田氏も指摘していたように、各国間の協調は依然として可能である。Pillar 2 は確かに完全でも完璧でもないが、私はこれを支持する立場であり、今後にも前向きな期待を持っている。

Dr. Veerinderjeet Singh (Malaysia, KPMG)

ご承知のとおり、Pillar 2 の基本的な目的は利益移転を抑制し、多国籍企業が利益計上の場所にかかわらず最低限の実効税負担を負うようにすることにある。この基本理念については私たちも強く支持しており、その方向性には広く合意がある。

その上で、現行の Side-by-Side と Pillar 2 の技術的設計を比べると、細部では違いがあるものの、政策目的そのものは変わっていない。いずれも税率の引き下げ競争を防ぎ、各国間の整合性を確保しようとする点で一致している。

マレーシア政府は、これまで Pillar 2 や Side-by-Side 合意に対して積極的に関与してきたわけではなく、ASEAN としてのスタンスに近い形で、状況を注視しつつ後から対応するという姿勢を取ってきた。その中で、自国の課税基盤を守るために QDMTT の導入を決定しており、公式なコメントは特に出していない。

実務家の一般的な見方としては、OECD の Pillar 2 と Side-by-Side のパッケージは、国際協調を維持するための現実的な対応と評価されている。もしこれがなければ Pillar 2 自体が崩壊するリスクもあったため、この枠組みは制度を何とか維持するための実務的な解決策として機能していると考えている。

現在は非常に複雑な政治環境にあり、グローバル・ミニマム課税という原則を維持しつつ、異なる制度が並存している。その結果として生じているのは複雑性であり、これは税務実務家にとってはむしろ歓迎される側面もある。

Moderator: Ms. Natalia Quiñones (Colombia, President of IFA)

結果として、国際協調の体面は一定程度維持されたとも言える。それでは次に、中国の状況について Li 教授にお願いしたい。

Dr. Xiaorong Li (China, Kyushu Univ.)

このテーマは私にとって説明が難しいものだが、まず前提として、中国は BEPS に対して政策的な支持を表明しており、Pillar 2 の議論にも参加している。ただし、その実施については非

常に慎重であり、現時点で導入するかどうかについての明確な公式立場は示されていない。

一般的に、多くの国にとって QDMTT は最も効率的な選択肢と見られており、中国にとっても同様であるが、それでもなお中国は導入していない。その理由については、私見では、Pillar 2 が自国にとって有益かどうかの判断がまだついていないことにある。特に、現在提示されている Side-by-Side 合意の存在が不確実性を高めている。

内部要因としては三つある。第一に、中国は製造拠点から対外投資も重視する経済戦略へ移行しており、自らを源泉地国とするべきか親会社所在地国と位置付けるべきかの判断が難しい。第二に、中国では企業利益と国家利益の境界が曖昧であり、国有企業だけでなく大企業全体が国家利益と結びついている。第三に、データの透明性が限られているため、税収増加の効果とコストを正確に実証的に評価することが難しい。

こうした前提から、中国は導入によるコストと利益を慎重に見極めている。コスト面では、制度運用の複雑性や税務行政への負担が大きく、さらに外国直接投資の減少への懸念もある。これは人口ボーナスの終焉やサプライチェーンの東南アジア移転とも関係している。また財政的な問題だけでなく、より広い政治的考慮も影響している。

結論として、中国は現時点では様子見の姿勢をとっており、Side-by-Side 合意の動向を見ながら判断しようとしている。以上はあくまで私個人の見解である。

Moderator: Ms. Natalia Quiñones (Colombia, President of IFA)

今の議論から、Side-by-Side システムに対する各国の見方が分かれていることが明らかになった。米国は自国の多国籍企業を保護しようとしており、他方でマレーシアのように国際協調を維持しようとする国もある。また日本や中国のように、国内税収や他の政策効果を踏まえて慎重に評価している国もある。

こうした状況を踏まえつつ、次に Pillar 2 によって大きな影響を受ける税制インセンティブの問題について検討していきたい。

南 繁樹(長島・大野・常松法律事務所)

日本の観点からは、補足的に述べたい。先ほど触れた Side-by-Side の枠組みには、実体ベースの税制インセンティブが組み込まれている。これは投資の初期段階を促進するための仕組みであり、結果として税競争は形を変えつつも継続している状況にある。

従来、投資先としてはインドネシアやマレーシア、あるいはシンガポールのようなハブ型の拠点など、異なる性質の国が存在していた。しかし Pillar 2 の下では、それらの違いは相対的に小さくなっている。また、制度には実体ベース所得除外も組み込まれており、これは新興国に Pillar 2 への参加を促すための交渉上の要素でもあった。

その後の行政ガイダンスでは、適格還付可能税額控除(Qualified Refundable Tax Credit : QRTC)や市場性のある譲渡可能税額控除(Marketable Transferable Tax Credits : MTTC)といった制度が認められた。通常、税額控除は実効税率を引き下げる要因となるが、Pillar 2 では QRTC が分母側に加算される仕組みとなっており、実効税率の低下効果が緩和されている。この取扱いは、一定期間内に現金で還付されることを条件に、補助金的な性格を持つものとして整理されている。

さらに、譲渡可能な税額控除も実効税率計算上認められることで、実体ベースのルールと相まって、各国がインセンティブを維持・拡充する正当性が与えられている。こうした仕組みは、

当初の Pillar 2 の理念とはやや異なる側面もあるが、多くの国にとっては受け入れられている。

その結果、現在では税率そのものの競争から、補助金やインセンティブの設計を巡る競争へと軸足が移っている。特に米国では、バイデン政権の下で税額控除を活用した産業政策が進められており、「税額控除の革命」とも呼ばれる状況が生まれている。

以上を踏まえると、私の見方では Pillar 2 は半ば機能している状態にある、いわば「半分できあがった制度」であり、完全には完成していないが、現実の制度としては動き続けていると言える。

Dr. Xiaorong Li (China, Kyushu Univ.)

Pillar 2 の今後については推測に基づいて述べることになるが、その前提として中国の既存の税制優遇を理解する必要がある。中国の法定法人税率は 25% であり、Pillar 2 の 15% よりも高いが、ハイテク企業や自由貿易区の企業については 15% まで引き下げられており、ちょうど Pillar 2 の最低水準に近い水準に設定されている。

また、中国では研究開発を非常に重視しており、R&D のスーパー控除は最大で 200% に達する。このような状況を踏まえると、中国が法人税インセンティブを全面的に再設計する可能性は低いと考えられるが、Pillar 2 の影響を緩和する方向での調整はあり得る。例えば、QRTC を活用する方向にシフトする可能性がある。また、15% の優遇税率は臨界的な水準にあるため維持される可能性が高いが、R&D スーパー控除とのバランスを取るために若干引き上げる可能性も考えられる。ただし、R&D スーパー控除自体は中国の経済戦略において極めて重要であり、廃止される可能性は低い。

さらに、中国は法人税の枠外での政策手段にもシフトしていくと考えられる。例えば、近年重視されている付加価値税の還付や、金融市場の開放といった税以外の政策手段である。また、越境 R&D やデータ流通、規制・産業政策上のインセンティブなど、Pillar 2 のトップアップ課税を生じさせない措置も重要になる。

中国でよく議論されるのは、産業高度化や飛躍的發展といったテーマであり、AI、電気自動車、グリーン技術、デジタルプラットフォームといった新興分野への移行が重視されている。これは従来の製造拠点からイノベーション志向の経済構造への転換を意味している。

また、サプライチェーンが東南アジアへ移転する動きの中で、中国は国内経済の循環を維持することにも重点を置いており、外国投資に全面的に依存するのではなく、国内活動を支えるインセンティブを強化していく方向にある。

Dr. Veerinderjeet Singh (Malaysia, KPMG)

もし QRTC や MTTC、あるいは適格税制優遇措置 (Qualified Tax Incentives : QTI) といった仕組みが広く普及すれば、それは税競争の性質そのものが構造的に変化していることを意味する。ただ、現時点ではこうした税額控除が広範に導入されているわけではない。Pillar 2 が最初に打ち出された時には、多くの国が QDMTT の導入を検討・発表したが、その後は導入の動きがやや鈍化しているようにも見える。

今後、こうした還付型税額控除が各国で普及すれば、新たな形の競争が生まれることになる。その場合、これらのインセンティブをどのように管理するのが重要な課題になる。OECD は適格性の判断などを通じて監視する意図を持っているが、実際には各国の裁量も大きい。

特に東南アジア、ASEAN 諸国の観点から見ると、競争の焦点は税率ではなく、どのようにインセンティブを設計し、提供し、どのような投資を対象とするかに移ってきている。また、実要件を伴う形でのインセンティブ設計が重視されている。Pillar 2 の枠組みの中で適切に管理される限り、有害な税競争は一定程度抑制されると考えている。

もともとマレーシアやシンガポールを含む多くの国では、10 年免税といった極めて強い優遇措置が存在していたが、こうした制度は見直しの局面にある。マレーシアでも 2024 年 10 月に、QRTIC に類似する戦略的投資税額控除の導入可能性を検討すると発表した。その後進展はない。実際には、還付型インセンティブを維持するだけの財政余力がないためである。

また、OECD が想定するような 4 年程度のインセンティブ期間は、ASEAN 諸国で一般的な 5 年以上の優遇期間とは整合的でなく、現実的ではない。このため、シンガポールを除けば、ASEAN 諸国でこの分野に積極的に踏み出している国は多くない。その代わりにマレーシアが最近導入したのは、新しいインセンティブ枠組みである。具体的には、成果連動型の段階的税制優遇であり、高付加価値かつ戦略的に重要な投資を対象としている。これは UTPR の問題とは独立した形で設計されている。

現在では各国とも、単純な税率や利益に依存した優遇ではなく、より構造的なインセンティブ設計へと移行しつつある。政治的安定性、インフラ、エコシステム、人材の流動性といった要素も含め、総合的に投資を誘致する方向に変化している。ある意味で Pillar 2 は、各国にインセンティブ政策を見直させ、より体系的なものへと進化させる契機となっている。

Prof. Itai Grinberg (US, Georgetown Univ.)

米国の税制インセンティブがサプライチェーンの国内回帰を本当に促しているのかという問いに対しては、単純なイエス・ノーでは答えられない。まず、先ほどの議論にあった適格インセンティブやその監視の問題と関係して、現在の Side-by-Side の枠組みの下では、利益移転を抑制する仕組みが実際に機能するかどうかは、主要なプリンシパルセンターが QDMTT を維持し、それが形骸化しないかに大きく依存している。言い換えれば、それらの国が実質的に税負担を払い戻すような仕組みを作るかどうか、また OECD がそれを抑制できるかどうかは鍵になる。

その上で米国の状況を見ると、2025 年の大型法案による費用即時償却制度や、バイデン政権期のグリーン税額控除、さらに BEAT (Base Erosion and Anti-Abuse Tax) 改革や疑似的なパテントボックス制度などが組み合わせ、米国内での設備投資を促す強いインセンティブになっている。また、R&D 投資の即時償却や税額控除が Pillar 2 の影響を受けずに活用できる点も重要で、知的財産を米国内に維持する誘因にもなっている。

もっとも、実際に投資立地を決める要因としては、税制以上に地政学的要因や通商環境の圧力の方が大きい。米国市場向けの生産であれば、米国又はメキシコで製造する方が不確実性が小さいため、企業はそうした選択を取りやすくなっている。現在検討されている新規投資においては、この確実性が強い動機となっている。

タックスプランニングの観点では、立地そのものを決めるというよりも、設備投資や費用処理のあり方を通じて最適化する方向に作用している。また、海外向け販売に関しては比較的低い税率が適用されるため、一定の裁定取引的な動きも見られる。

したがって、インセンティブは確かに国内投資を後押ししているが、それだけでサプライチェ

ーン再編を説明することはできず、より広範な政策環境との相互作用の中で理解すべきだと言える。

Moderator: Ms. Natalia Quiñones (Colombia, President of IFA)

それでは次に、主権の観点に議論を移す。中国における意思決定にどのような影響があるのか、Li 教授に説明をお願いしたい。

Dr. Xiaorong Li (China, Kyushu Univ.)

国際法の観点から見ると、中国は伝統的に主権を重視する立場をとっており、国際課税においてもその姿勢は一貫している。例えば税務仲裁を受け入れていない点などにも表れている。Pillar 2 についても、研究者の間では主権の制約につながるとの認識が一般的である。一方で、公式には主権を理由に Pillar 2 に反対したことはなく、むしろ多国間協調の観点から支持するという姿勢を示してきた。

私の理解では、中国の主権重視は純粋に財政的合理性に基づくものというよりは、より抽象的な理念に近いものであり、それが直ちに多国間枠組みを覆すような行動につながるわけではない。しかし、実際には Pillar 2 に対して慎重な姿勢を取っていることから、全面的に支持しているとも言い難い。

今後については、いくつかの可能性はある。もし、Side-by-Side の枠組みが中国の利益により合致すると判断すれば、実体ベースのインセンティブなど自国に有利な要素について、より積極的に発言する可能性がある。他方で、それでも十分に有利でないと判断すれば、国連の役割強化を唱え、グローバルサウスの利益保護という名目で別の枠組みを推進する可能性もある。

また主権の問題は税制に限らず、より広い経済政策にも関係している。近年、中国ではサプライチェーンの安全性や経済の強靱性に対する関心が高まっており、対外依存を見直す動きが強まっている。その結果、外国市場への依存を低減し、国内中心の経済戦略へとシフトする傾向が見られる。

これは第 14 次五カ年計画における「双循環戦略」にも表れており、国内循環を主体としつつ国際循環を補完的に位置付ける考え方である。つまり、経済政策においては財政的合理性だけでなく、政治的要因がより重要視されており、両者が衝突する場合には政治的判断が優先されることになる。

Prof. Itai Grinberg (US, Georgetown Univ.)

関税の将来についてだが、まず指摘しておきたいのは、バイデン政権における Pillar 2 交渉の最も重要な目的は、米国が再び国際経済協力にコミットし、ルールに基づく国際経済秩序を再構築する意思を示すことにあったという点だ。トランプ政権が関税を通じてその秩序を損なった後、それを立て直す試みだった。

ではなぜ、従来のように自由貿易の推進ではなく、税の分野から協力を再開したのかという疑問が生じる。これは適切な問いであり、その背景には民主党内の深い分裂がある。すなわち、中国以外については自由貿易を支持する立場と、より保護主義的な立場が対立していた。この結果、バイデン政権はトランプ関税の全面撤廃すら合意できず、新たな自由貿易協定の交渉に進むこともできなかった。

そのため、グローバル・ミニマム課税は、通商政策における国内対立を回避しつつ国際協力を再構築する代替的手段として位置付けられた。OECD の BEPS プロジェクトはそのための実務的な経路となり、ホワイトハウス、国務省、商務省、通商代表部など、通常は対立することもある機関を一つにまとめる役割を果たした。

しかし、このことは同時に民主党の実情も示している。党内には自由貿易に対して懐疑的、あるいは保護主義を志向する勢力が相当数存在している。そのため、将来民主党政権が誕生したとしても、トランプ関税を全面的に撤廃することは難しいと考えている。トランプ陣営もこの点を理解しており、関税を維持するための戦略を取っている。

結果として、民主党政権が復帰した場合でも、一部の関税は見直される可能性はあるが、大部分は維持される可能性が高い。私は自由で開かれた貿易を深く信じているだけに、これは非常に残念な気持ちで述べている。少なくとも同盟国や資本主義的な民主主義国家の間で機能する限りにおいて、グローバル化の価値も信じている。もちろん、中国やその政策がもたらす特有の問題は一旦脇に置いた上で話ではあるが、非貿易目的で関税を用いることには慎重になるだろうが、クリントン時代のような自由貿易重視の政策に完全に戻ることはないだろう。

南 繁樹(長島・大野・常松法律事務所)

アジア太平洋地域の観点から、現在の状況を理解するには歴史を振り返る必要がある。我々は第二次世界大戦後に形成された自由経済体制の中で発展してきたため、トランプ的な動きには不安を覚えつつも、依然として自由経済の有効性を信じているし、この場にいる多くの人も同様の認識を共有していると思う。

ブレトンウッズ体制の下で成立したグローバル化は、通貨・貿易・税という三つの要素の成功によって支えられてきた。この三つは相互に補完しながら、数十年にわたり機能してきた。通貨の面では、当初はドルと金との交換に基づく固定相場制であったが、1970 年代のニクソンショックやオイルショックを経て変動相場制に移行した。それでもなお、米ドルは基軸通貨として国際貿易の中心的役割を維持している。

貿易の面では、戦争の原因の一つが各国間の貿易摩擦であったという反省から、「関税及び貿易に関する一般協定」(General Agreement on Tariffs and Trade : GATT)が成立し、その後世界貿易機関(World Trade Organization : WTO)へと発展する中で、約 70 年にわたり関税引下げが進められてきた。また税の分野では、租税条約を通じて二重課税の回避・軽減が図られてきた。

しかし、ニクソンショック以降、さらにレーガン政権期に入る頃には、この三つの要素はいずれも十分に機能しなくなりつつあり、現在ではこのトライアド(Triad)自体が大きく変容している。我々はこの現実を直視しつつ、資本輸出国と資本輸入国の双方が利益を得られるような、安定的で相互的な体制をどのように再構築するかを考えなければならない。

まず認識すべきは、税制や通貨制度といったものは純粋に技術的・論理的に決まるものではなく、最終的には政治的な産物であるという点である。戦後長らく国際税制は原則に基づく論理的な体系として機能してきたが、現在では政治的要因によって大きく影響を受けるようになっており、この傾向は当面変わらないだろう。

短期的にはこうした現実を受け入れた上で、共通の基盤をどのように見出すかを模索する必要がある。また、通貨・貿易・税という三分野は本来それぞれ独立した制度として機能してきたが、現在ではそれらがより深く相互に連動しつつある。

例えば米国では、所得税を関税収入で部分的に代替するような議論もあり、財政赤字は国債発行で賄うという考え方も見られる。このような政策は一応整合的ではあるが、もしインフレを引き起こせば、それは国民にとって実質的に税負担と同様の効果をもたらすことになる。

通貨・貿易・税の三要素は相互の結びつきを一層強めており、我々はより複雑で統合された世界に入ってきている。

Moderator: Ms. Natalia Quiñones (Colombia, President of IFA)

それでは次に、政策主導の地政学的分断とそのアジア太平洋への影響について、Singh 氏に説明をお願いしたい。

Dr. Veerinderjeet Singh (Malaysia, KPMG)

地政学が経済の分断を生んでいることは周知の通りである。ただし同時に、グローバルな結びつき自体は依然として残っている。とはいえ近年では、その結びつきが弱まり、より地域化する傾向が見られる。いわゆる脱グローバル化はすでに始まっており、特に米国などによる多国間枠組みからの後退が見られる。

その結果、南アジアをはじめとする多くの地域で、自由貿易協定や地域的な投資協定の重要性が高まっている。ASEAN のような地域枠組みもより重要になっており、ラテンアメリカでも同様の動きが見られる。このような流れは、OECD や国連の議論が進む中であっても、国際課税秩序の形成に影響を与えている。

税の主権について言えば、これは当然に存続するものであり、問題は各国がどこまで協調するかという点にある。OECD の Pillar 2 のように 140 か国が参加した枠組みがある一方で、国連への移行を主張する動きもあり、政治的要因の重要性が非常に大きい。

マレーシアのような小規模で開放的な経済にとっては、課税基盤と財政の自律性を守りつつ、投資魅力を維持する必要がある。そのため、利用可能な手段があれば柔軟に対応する。Pillar 2 が導入されるなら QDMTT を導入するのは当然であり、それは課税基盤を守る合理的な対応である。

国連国際租税協力枠組条約 (United Nations Framework Convention on International Tax Cooperation) については、2027 年頃の完成が予定されているが、これは OECD への不満から生まれた側面がある。OECD 主導で形成されてきた国際課税ルールは拘束力が強いのにに対し、この国連枠組条約は選択的であり、各国が必要な部分だけ採用できる仕組みになると見ている。いわばメニュー方式であり、各国は自国に合った選択をすることになる。

したがって、税の主権は維持され続け、各国が選択的に制度を採用する形になるだろう。かつては 15% のグローバル・ミニマム課税による統一的な国際秩序が実現するとの期待もあったが、現実にはそうはならず、今後も選択肢が増える形で現在の体制が続いていくと考えている。

貿易は引き続き存在するが、その形は自由貿易協定や地域的協力へとシフトしていく。結果として、我々税務実務家は、今後も複雑な環境の中で役割を果たし続けることになる。

Moderator: Ms. Natalia Quiñones (Colombia, President of IFA)

それでは最後に一つ問題提起をしたい。各国の相互依存が深まり、企業が国境を越えて活動しデジタル化も進む現実を踏まえると、税の主権をより現実的に捉え直す必要があるのではない

いか。例えば、一部の納税者に限定して主権を共同化するような枠組みを試験的に導入することは可能だろうか。Pillar 1 の対象企業のような限定的な範囲であれば、より広い経済全体にとって望ましい結果を生み出せる可能性もあるのではないか。この点について問題提起を行い、最後にまとめのコメントに移りたい。

Dr. Xiaorong Li (China, Kyushu Univ.)

税でできることには限界があり、企業には企業自身の意思決定があるという現実を認めるべきだと思う。我々税務に関わる者としては、企業が純粋な税制だけに左右されるのではなく、本来のビジネス判断に基づいて行動することを望んできた。その意味では、今後しばらくはこうした不確実で曖昧な状況を受け入れざるを得ないかもしれない。特に中国については、Pillar 2 を導入するのか、Side-by-Side に参加するのかといった明確な方針が示される可能性は高くなく、当面はこの曖昧さが続くだろう。

南 繁樹(長島・大野・常松法律事務所)

現在は非常に変化の速い世界にあるが、2021 年グローバル・ミニマム課税の合意の意義は改めて評価すべきだと思う。わずか数年前に多くの国が合意したこと自体が国際課税の大きな転換であった。その後の展開も含め、この流れを歴史的文脈の中で捉える必要がある。

Dr. Veerinderjeet Singh (Malaysia, KPMG)

Pillar 2 は各国に税制インセンティブの見直しを促したという点で一定の成果があった。ただし、その持続性についてはなお不透明であり、様子見を続ける国もある。企業にとって重要なのは明確性と予見可能性であり、現在のように制度が変わり続ける状況は不確実性を高めている。今後は国連の枠組みや地域的枠組みの中で、より共通性のある制度を構築する可能性もあり、例えば ASEAN 内での調和的な法人税制度の形成は一つの方向性だと考えている。

Prof. Itai Grinberg (US, Georgetown Univ.)

率直に言えば、Pillar 1 は失敗し、Pillar 2 も名目上はともかく実質的には失敗していると思う。国連の枠組みも、主要な本社所在地国が参加しなければ実効性は限定的だろう。今後の国際経済秩序は混乱が避けられず、問題はその混乱をどれだけ早く収束させられるかにある。OECD と国連という対立構図を統合し、新たな枠組みを形成できるかが鍵になる。

さらに重要なのは、巨大多国籍企業の存在だ。ごく少数の企業が国家に匹敵する影響力を持ち、AI の進展次第では一部の領域で政府に対抗する力を持つ可能性もある。今後の国際租税や経済政策は、こうした少数の巨大企業を基軸に形成され、それ以外の企業はその影響を受ける存在になるおそれがある。これに対処するには、巨大企業とそれ以外を区別したルール設計が必要かもしれない。

Moderator: Ms. Natalia Quiñones (Colombia, President of IFA)

現在すでに多くの巨大企業は国家の GDP を上回る規模を持ち、政策にも大きな影響を与えている。そうした現実を踏まえると、特定の大企業群に対して異なるルールを設け、主権を共有するような枠組みを検討する余地があるかもしれない。グローバル企業から得られる資源を、

各国に分配するだけでなく、気候変動やパンデミックといった国境を越える課題に充てるという発想も考えられる。

セッション2：脱グローバル化と課税主権の再強化 **De-globalisation and the reassertion of tax sovereignty**

Moderator: Prof. Emer. Richard Vann (Australia, Sydney Univ.)

これまで 40～50 年の国際課税は技術的かつ非政治的で進展も遅い分野だったが、直近 25 年は絶え間ない改革が続き、変化のスピードと量が大きな混乱を生んでいると考えている。国家間の不一致というより、変化の多さそのものが問題である。本パネルでは、第一に「第 1 の柱 (Pillar 1)」の失敗可能性を確認し、第二に租税条約及び国内法における国際課税ルール of 近時の大幅な変化とそれに伴うコンプライアンス負担や紛争の増加を主要論点として扱い、最後に今後の展望を簡潔に示す予定である。

Mr. Prasad PVSS (India, Prasad & Prasad)

インドは「税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting : BEPS)」を踏まえた平衡税 (Equalization levy) の導入に積極的であり、オンライン広告に 6 %、非居住 e コマース事業者に 2 % の課税を実施してきたが、Pillar 1 の成功を前提にこれらを誠実に撤廃した。しかし Pillar 1 の進展が不透明な中、現在進行中の米印貿易交渉ではデジタルサービス税の不採用が重要条件となっており、米国側はインドの一定のコミットメントを主張しているが、インドとしては現時点で明確な立場は示していない。状況次第では独自の対応を検討する余地がある。

さらに、「重要な経済的存在 (Significant Economic Presence : SEP)」概念を国内法に導入し、一定額以上のデータ・ソフトウェア取引やユーザー基盤に基づき課税権を確保する仕組みを設けているが、租税条約には反映されていないため主に非条約ケースで適用される。加えて、国連モデル租税条約第 12B 条 (自動化されたデジタルサービスからの所得) には強く賛成しており、国連国際租税協力枠組条約の議定書での迅速な導入を支持している。

Mr. Bartjan Zoetmulder (Netherlands, Loyens & Loeff)

EU は 27 か国の集合体であり意見の統一は容易ではないが、単一経済圏として行動する努力をしている。現在、複数の税制イニシアティブが同時進行しており、どれが実現するか不透明な状況である。デジタル課税については多国間での解決が望ましいという立場であり、Pillar 1 も支持しているが、実現には米国の関与が不可欠であり現状は停滞している。このため EU としては域内で統一的なデジタルサービス税を検討し、各国が個別に導入する事態を避けたいと考えている。一方で課税主権は各国にとって極めて重要であり、EU 全体の財源確保などの観点とどのように調整するかが課題となっている。仮に Pillar 1 が実現しなければ、EU としてはデジタルサービス税について新たな枠組みを検討せざるを得ず、その方向性を模索していくことになると考えている。

Prof. Emer. Chang Hee Lee (Korea, Shin & Kim/Seoul National Univ.)

韓国の最近の裁判例としてまず Google 事件を紹介する。この事件では、Google の広告モデ

ルが単なる広告枠の販売なのか、それとも技術やユーザーデータの提供に対するロイヤルティなのか争点となった。税務当局は、Google がユーザーデータと技術を組み合わせて広告配信を最適化している点に着目し、これは技術使用の対価でありロイヤルティとして課税可能だと主張したが、直近の控訴審判決は納税者側の主張を認め、課税を否定した。

続いて特許ロイヤルティに関する事例では、特許が登録された国でのみ効力を持つという原則が問題となっている。従来の最高裁判例は、特許は属地主義に基づくため登録国でのみロイヤルティが生じるとし、条約解釈上も使用地は登録国に限定されると解されてきた。しかし税務当局は、韓国内で製造に利用される場合には韓国源泉所得として課税可能とする立場を取り、これに基づき課税を試みてきた。もっとも、裁判所は租税条約上の解釈を重視し、従来の考え方に沿って課税範囲を限定する傾向を示しているが、税務当局は依然としてこの点について争いを続けている。

Ms. Ryann Thomas (Japan, PwC)

日本は多国間合意を強く支持しており、単独的な措置を取ることは想定していない。Pillar 1 についても支持しており、制度設計にも関与してきたが、OECD の結論が明確になるまでは国内法への導入は行わない方針である。現時点で立法対応が進んでいるのは作業が完了している「第2の柱(Pillar 2)」に限られる。Amount B については2025年度税制改正で導入しないことを示したものの、「簡素化アプローチ(Simplified and Streamlined Approach: SSA)」に関するFAQは公表されており、相互協議(Mutual Agreement Procedure: MAP)において他国が適用した場合にはそれを尊重する立場である。Amount A については新たな措置は予定しておらず、他国の動向を注視しつつ、日本企業やOECD合意への影響を見極めていくようである。

Moderator: Prof. Emer. Richard Vann (Australia, Sydney Univ.)

オーストラリアではデジタルサービス税の導入は検討されたが実施せず、まず様子を見る方針を採った。その一方で、恒久的施設の回避を防ぐため一般的租税回避否認規定(General Anti-Avoidance Rule : GAAR)を強化し、多国籍企業租税回避法(Multinational Anti-Avoidance Law : MAAL)を導入し、租税条約の適用場面でもこれを優先して適用する仕組みとした。この結果、Googleをはじめとする多くのテック企業はオーストラリア国内での広告収益を現地で計上するようになり、課税対象となる拠点を認識するようになった。ただし、その後これらの収益の多くはシンガポール等に支払われ、控除が認められるため課税ベースは大きく縮小している。それでも税収は大きく増加したが、全体収益に比べれば依然として小さい割合にとどまっている。

そうした状況で Amount B のようにルーティン活動に対する低い報酬率しか認めない仕組みには賛同せず、導入しない方針を取った。他方で日本と同様、他国が適用する場合には当面2029年までは尊重する姿勢を示している。

これまでの議論を踏まえると、国際課税ルールには非常に大きな変化が生じており、多くの国がこれを受け入れて実施しているのが実情である。周辺的には単独措置も見られるが、情報交換や租税犯罪対応と同様に、全体としては協調的な枠組みが引き続き機能している。もっとも現在は米国の単独主義的な動きがあり、状況はなお流動的である。各国の立法レベルでは大きな分断は見られないものの、実際には裁判や税務行政の段階で単独的な対応が表れている例

が見られる。

次は、租税条約、国内法改正、コンプライアンスコストの順に検討し、各パネリストが自国の状況をまとめて説明する構成を取る。

Mr. Prasad PVSS (India, Prasad & Prasad)

インドの GAAR は 2018 年以降適用されており、主たる目的が租税上の利益である場合に限り適用可能で、承認パネル(Approving Panel)を含む厳格な手続的統制が設けられている。一方、主要目的テスト(Principal Purpose Test : PPT)は極めて主観的であり、税務当局が独自に適用でき、納税者側に目的の正当性立証が求められる。GAAR では商業的実質の欠如や法の濫用といった要素が必要だが、一度租税目的が認定されると立証責任は納税者に転換される。PPT も同様に、租税条約の趣旨に合致していることを納税者が証明する必要がある。両者は排他的ではなく併存し得るため、納税者に二重の負担となる可能性がある。PPT の適用除外に該当する場合に GAAR を適用できるかについては、信義則との関係で議論があり、確立した見解はない。

Hyatt 事件では、実質優先の考え方にに基づき恒久的施設の有無が判断された。Hyatt UAE は、インド企業との契約によりホテル運営に関する戦略策定と実行を行い、利益連動型報酬を得ていた。このような広範な関与と実質的支配により、単なる助言の範囲を超え固定的施設に該当するとして、全審級で課税当局の主張が認められた。安定性・継続性・実質性といった要素が充足されている点が重視された。また、全体として損失であることを理由に課税を否定する主張は退けられ、インドにおける機能・資産・リスク分析に基づく利益があれば課税対象となるとされた。

Tiger Global 事件では、モーリシャス居住者と称する投資主体が Flipkart 株式を売却した取引について争われた。租税条約上は 2017 年以前の投資に対する譲渡益は課税しないというグランドファザリング規定があったが、最高裁はこの取引全体を不当な租税回避と認定し、GAAR を適用して当該特典を否認した。この点は、本来 GAAR は下級審段階で適用手続を経るべきところ、最高裁で突然適用された点や、納税者の手続保障が十分でなかった点に問題がある。その後、政府は条約上のグランドファザリングは維持されるとの通知を出したが、その適用時期を 2026 年以降とするなど整合性に疑問が残る。現在、判決の見直しが期待されている。

BEPS 防止措置実施条約(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent BEPS : MLI)の適用については、インドでは 2019 年に複数条約を一括で通知したが、Nestle 事件の判断により、租税条約改正やプロトコルは個別に通知されなければ効力を持たないとされた。この考え方がインド・アイルランド租税条約の事例でも問題となり、航空機リース料について PPT の適用可能性が争われた。税務当局は PPT を適用し課税を試みたが、租税裁判所は商業的実質の存在を認めて PPT 適用を否定したうえ、MLI に基づく PPT 自体が個別通知されていないため効力を持たないと判断した。この結果、インドでは PPT 適用に空白状態が生じており、現在高等裁判所で係争中である。

Moderator: Prof. Emer. Richard Vann (Australia, Sydney Univ.)

MLI の複雑さや実務上の負担の大きさから、二国間租税条約の再交渉を志向する動きも見られる。例えばオーストラリアとニュージーランドは租税条約の再交渉を開始しており、その背景には MLI によって条約内容の把握が困難となっていることがある。今後も同様の動きが広が

る可能性があると考えている。

Mr. Bartjan Zoetmulder (Netherlands, Loyens & Loeff)

欧州は長年にわたり税制調和を進めてきた地域であり、1992 年の親子会社指令 (Parent-Subsidiary Directive) や合併指令 (Merger Directive) により、資本移動や設立の自由を基盤に、域内を一体の市場として機能させてきた。その結果、日本企業を含む多くの企業がオランダや英国を拠点として欧州に進出する構造が形成された。しかし、このような調和された制度は一方で、域外への資金流出について各国が独自に対応する余地を残しており、配当・利子・ロイヤルティの非課税移転を通じて BEPS が生じる構造も生まれた。各国は次第に課税ベース保護の必要性を認識したが、資本移動の自由といった原則との関係で対応は容易ではなかった。

その後、BEPS の動きを受けて、EU 及び加盟国は域外への課税なき資金流出に対処する機会を得た。特に PPT と情報交換の組み合わせにより、源泉地国が租税回避の有無を判断し、指令上の免税適用を否認できる仕組みは有効な手段と考えられた。しかし、その結果として、従来は存在しなかった実質的な課税上の「境界」が EU 内部にも再び生じることになり、どの国が最終的な判断権を持つのかという新たな問題が浮上している。

PPT 及び GAAR は「主たる目的」といった曖昧な概念に依拠しており、その具体的意味は明確でなく、最終的には裁判所の判断に委ねられてきた。EU の税制調和は最低基準の導入にとどまり、完全な統一には至っていないため、各国は自国の課税ベースを守るか投資を呼び込むかという政策判断に応じて運用を強めたり緩めたりしている。結果として、域内でも緊張関係が生じている。

租税回避防止指令 (Anti-Tax Avoidance Directive : ATAD) などにより BEPS 防止措置は EU に取り込まれ、PPT や受益者要件など濫用防止手段は強化されたが、指令においては相互協議手続が十分に整備されておらず、紛争解決は実質的に困難である。租税条約に戻れば一定の課税が残るため実効的な救済とはならず、仲裁も時間がかかり過ぎるため機能的ではないという問題がある。

裁判例も急増しており、デンマーク事件以降、実質や人的体制が不十分な場合には濫用と認定される傾向が明確になっている。他方で、ポーランドの投資ファンド事件では外国ファンドにも内国ファンドと同様の免税を認めるべきとされ、各国に制度修正を迫っているが、その結果として非課税が生じる可能性も高まり、税務当局にとって大きな課題となっている。

また、Nordcurrent 事件では企業の濫用性判断にあたり設立から解散までの全体像や最終的な租税効果を考慮すべきとされ、単一の取引時点ではなく包括的な評価が求められるとされた。ベルギー関連の事例では、形式的には実体があっても子会社経営への関与がない場合には濫用と認定され、実質的機能の重要性が強調されている。さらに、各国では指令の国内実装について憲法裁判所による審査の仕組みも存在しており、法的統制の側面も重要な論点となっている。

Mr. Bartjan Zoetmulder (Netherlands, Loyens & Loeff)

EU における指令の実施をめぐるのは、各国の運用の違いが顕在化しており、ベルギーでは Pillar 2 に関する国内法の適法性が憲法裁判所で争われている。納税者側が勝訴すれば制度実施に大きな影響を及ぼす可能性があり、キプロスなど他国でも同様の動きが広がると見られる。また、CFC (Controlled Foreign Corporation) 税制や利子控除制限などについても、各国が指令の範

囲内で有利・不利に調整する動きがあり、統一性が損なわれている。オランダの利子控除制限の厳格化についても、租税回避防止のためにどこまで強化が許されるかが争われており、最終的には欧州司法裁判所の判断が求められる見込みである。

このように、指令の実施が各国の政策判断に左右され、過度に厳格化又は緩和される状況は、地政学的な駆け引きを生み出している。その結果、EU 全体として制度の簡素化と統一化を図る必要性が認識され、既存の指令を見直す提案が検討されている。

Prof. Emer. Chang Hee Lee (Korea, Shin & Kim/Seoul National Univ.)

韓国については、抽象的議論よりも裁判例を通じて実態を示したい。MLI については Mandatory 条項以外を採択しているが、PPT や補完的な基準については独自の理解があり、これらは実質課税原則の延長として捉えられている。最高裁も GAAR と実質優先原則をほぼ同一視しており、租税条約上の PPT も特別な基準というよりその一部と理解されている。

最近の判例として、まずオフショア間接移転の事例では、外国企業グループ内での海外子会社株式の譲渡について、税務当局は中間会社の実体を否認し韓国企業の株式の譲渡とみなして課税を試みたが、最高裁はこれを認めず納税者側が勝訴した。この判断では、OECD の間接移転課税に関する指針も参照されている。

Oracle 事件では、韓国法人が受け取った収入をアイルランド法人へ送金していた構造について、そのアイルランド法人の実体が争点となった。税務当局は実体を否認し、米国本社への支払いと再構成して課税を試みたが、裁判所はシンガポール支店に多くの従業員が存在するなど一定の実体を認め、納税者側に有利な判断を示した。

立法面では、韓国は OECD の勧告に忠実に対応しており、ハイブリッド不一致ルール、CFC 税制、グローバル・ミニマム課税を順次導入している。また、過少資本税制や利子控除制限なども整備されており、全体として国際的な基準に沿った制度運用を行っている。

Ms. Ryann Thomas (Japan, PwC)

日本は MLI の早期採用国であり、多くの租税条約に適用しているが、既に特典制限条項 (Limitation on Benefits: LOB) が十分に整備されている場合には PPT を必ずしも重視しないなど、実務的かつ選択的な対応を取っている。全体として OECD の多国間合意と整合的な姿勢を維持している。

日本には明確に体系化された GAAR は存在しないが、法人税法上の行為計算否認規定や、裁判例における実質優先原則により実務上 GAAR 的機能が果たされている。裁判所は納税者の行為が不自然・不合理であるかを詳細に検討し、形式よりも実質に基づいて判断している。

MLI により導入された PPT は多くの条約に適用されているが、日本の主要な条約相手国との間では従来から LOB 条項が整備されているため、PPT の実務上の影響は限定的であり、主に LOB が弱い条約において重要性を持つと考えられる。ただし導入から日が浅く、判例の蓄積はまだ十分ではない。

一方で、納税者の行動には既に変化が見られ、例えば従来一般的であったオランダを経由した航空機リース取引などは、PPT 導入後にはほとんど見られなくなっている。日本の納税者は保守的かつ実務的に対応し、自らの解釈に基づいて PPT に適合する構造を採用する傾向が強い。こうした状況は、紛争解決のあり方にも影響を及ぼしている。

日本は多国間協調を重視しているが、他国では単独措置も見られるため、実務への影響が問題となる。もっとも、日本は広範な租税条約ネットワークと成熟した MAP 及び移転価格事前確認(Advance Pricing Arrangement: APA)制度を有しており、現時点では他国の単独措置による重大な悪影響は見られていない。二重課税も時間はかかるが最終的には解決されることが多い。一方で、米国当局は過去の APA を見直し、今後はより厳格かつ技術的根拠を重視する姿勢を強めており、実務上の交渉環境は厳しくなる見通しである。

他方、納税者の立場では負担が著しく増大している。日本企業の税務部門は人員不足であり、税務はコストセンターと見なされるため体制強化が進まない。多くの企業では税務業務を外部委託せず社内で処理しており、専門性も十分でない中で、国税・地方税・外形標準課税・住民税など複数の税制に対応している。さらに外国子会社合算税制にも対応しており、既に複雑な計算や所得分類を行っている状況である。

加えて、国別報告書(Country-by-Country Reporting : CbCR)や移転価格文書化、さらに Pillar 2 や公開国別報告書が導入され、企業は複数の異なる税計算を同時に行う必要に迫られている。これら新制度は高度な IT 対応も必要とし、従来の表計算ソフトなどの活用では対応が限界に達している。こうした多層的な制度負担は、日本のように税率が高く租税回避志向が強くない国においては、実務的な合理性に乏しい。

そのため、日本企業からの主要な要望は一貫しており、制度の複雑化をこれ以上進めず、簡素化を図ることが重要であるという点に集約される。現場の税務責任者にとって、これらの変化は理論的な興味の対象ではなく大きな負担となっている。

Moderator: Prof. Emer. Richard Vann (Australia, Sydney Univ.)

実務の現場ではタックスプランニングよりもコンプライアンス業務の比重が著しく増加しており、コストは非常に大きくなっていると感じている。特にオーストラリアでは公開 CbCR や Pillar 2 の導入により負担が極限に近づいており、OECD の制度設計は費用対効果の検証が十分とは言えない。実際にはグローバル・ミニマム課税は各国の国内ミニマム税で回収される可能性が高いにもかかわらず、各国は複雑な制度を導入し、膨大な報告義務を負っている。この急激な制度変化が全体として混乱や不満を生んでいる。

オーストラリアは基本的に国際標準を採用する追随型の国であり、Pillar 2 も導入しているが、その一方で独自の強い濫用防止措置も講じている。既に MAAL によってデジタル企業の恒久的施設回避問題に対応してきたほか、低税率国への支払いに対する規制も導入している。また、国内法が租税条約に優先する仕組みを明確にしており、近年の租税条約には「租税回避防止規定は租税条約に優先する」という条項を盛り込んでいる。この条項により、一般的租税回避否認規定だけでなくあらゆる Anti-avoidance 規定が条約に制約されず適用可能となる。こうした一方的な立法は増加しており、今後他国にも広がっていく可能性がある。

オーストラリアは Treaty Override についても積極的であり、憲法上それが可能であるため実際に頻繁に行っている。1980 年代からの歴史があるが、近年は特に顕著である。例えば無差別条項について、税務当局が敗訴した後、その適用範囲を所得税に限定する立法を行い、他の税目には適用しないよう変更した。また、最近では不動産関連条項を改正し、データセンターなど新たな資産類型も不動産として扱うようにする方向で条約規定を実質的に上書きする立法が進められている。

さらに、オーストラリア税務当局はロイヤルティの範囲を広く解釈し、Tech 企業への支払いの多くをロイヤルティとして課税しようとしており、これに対して米国政府も公式に懸念を表明しているが、解決には至っていない。PepsiCo 事件では税務当局は敗訴したものの、その影響を限定的に捉え、類似案件について引き続き課税を試みている。

紛争解決の分野では、税務当局が MAP 手続の利用に消極的となり、裁判による判断を優先しようとする姿勢が見られる。Oracle 事件では、税務当局が MAP を拒否し国内裁判に持ち込もうとしたが、裁判所は MAP の実施を命じた。ただし、オーストラリアは MLI における仲裁制度について GAAR 適用案件を除外しているため、MAP 後の仲裁に進むことは困難である。このように、形式上は協調的枠組みを維持しながらも、実務では単独的かつ積極的な対応が強まっており、Tech 企業などは不確実性の中で様子見を強いられている状況である。

Mr. Prasad PVSS (India, Prasad & Prasad)

現在は単独主義、二国間主義及び多国間主義のいずれが有効か見極めがつかない岐路に立っていると認識している。国家としては税源を守りつつ国際協調にも参加する必要がある、そのバランスは極めて難しい。インドは Pillar 1 の成功を前提に均衡税を撤廃したが、進展がない中で単独措置の意義が再び問われている。租税条約も国際的・地政学的変化に応じて定期的に見直す必要があると考えている。

Mr. Bartjan Zoetmulder (Netherlands, Loyens & Loeff)

EU は 27 か国の統一が常に容易ではないが、対外的には一体として行動しようとしている。これまでの制度運用の歪みや過度な競争を是正するため、指令の見直しなどを通じて秩序の再構築を図ろうとしている。同時に、欧州全体としての競争力強化を志向する動きも見られる。

Moderator: Prof. Emer. Richard Vann (Australia, Sydney Univ.)

単独主義という観点では、オーストラリアや米国が顕著であり、特に米国は 1960 年代以来一貫して自国の方針を押し通してきた歴史がある。現在はその動きが加速しているに過ぎない。今後の方向性としては、国連国際租税協力枠組条約案に見られるように、価値創出地や市場所在国などすべての関与国に課税権を配分する考え方が提示されており、既存の租税条約の再交渉も含めた新しい多国間モデルが模索されている。

セッション3：移転価格を取り巻く環境の変化 The evolving landscape of transfer pricing

Moderator: Ms. Ana Claudia Akie Utumi (Brazil, Chair of IFA/WIN)

私はブラジル出身だが日本にルーツがあり、祖父母の地である日本で登壇できることに特別な思いがある。今回の招待について IFA 日本支部及び準備にご尽力いただいた関係者に感謝する。

女性のネットワーキング促進の重要性について述べると、一般的に女性は男性よりネットワーキングの機会が少なく、それが学術的・職業的機会に影響している。IFA では若い世代を鼓舞する取組や専門性を示す場を設けており、その結果、女性参加者の割合は 2013 年の 20%未満から現在は 40%近くまで増加している。組織としての支援体制も強化されており、その成果が現れている。

本日のパネルでは移転価格をテーマに議論するが、これは世界中で重要かつ共通の課題である。直近で参加したラテンアメリカでの会議でも移転価格訴訟が大きなテーマであり、地域を越えて共通する問題が見られる。本セッションではまず無形資産に関する論点を扱うが、税務当局が新たな無形資産を認定したり取引を再評価したりするケースも多く、非常に複雑である。無形資産は有形資産と比べて識別や価格設定、比較可能性の確保が難しく、リスク配分など多くの論点を含む。ブラジルでは 2023 年まで無形資産が移転価格税制の対象外であったため大きな紛争は少なかったが、簡便的なルールによりグループ内で独立企業間価格を適切に設定できないなど国際的な問題が生じていた。今後はこうした論点についての議論がブラジルでも増加すると考えられる。

Ms. Karishma R Phatarphekar (India, Deloitte)

インドにおいて移転価格は非常に論争の多い分野であり、制度導入から 25 年が経過している。代表的な事例として、世界的に展開しているコーヒーチェーンに関するケースでは、ブランド使用料の支払いがインド市場に利益をもたらしていないとして税務当局が否認し、多額のコスト負担が生じた。特に近年の主要論点は、インド子会社による広告・販売促進費 (Advertising, Marketing and Promotion : AMP) の取扱いである。米国の DHL 事件を踏まえ、比較対象を超える支出部分についてサービス提供とみなし、補償を求めるブライトラインテスト (通常の独立企業が負担する広告宣伝費水準 (= ブライトライン) を超える部分は、親会社に対するブランド価値向上のためのサービス提供とみなす考え方) が導入された。Maruti Suzuki 事件ではライセンス製造業者の AMP はインド事業の一部と認定され独立した取引とされなかった一方、LG 電子事件では補償が必要と判断された。その後、Sony Ericsson 事件では販売機能に内在する場合は別途補償不要とされたが、比較対象企業と同程度の支出水準であることが求められた。現在は最高裁で係争中であり、争点は独立した取引かどうかやベンチマーク手法にあるが、マーケティング無形資産の存在自体は判断されていない。今後は DEMPE (Development, Enhancement, Maintenance, Protection and Exploitation) 分析の重要性が高まり、契約内容によっては取引が認定される可能性があるため、文書化と契約設計が重要である。

Ms. Elviana Riyanto (Indonesia, PBTaxand)

インドネシアでは自動車産業を中心に日本企業の進出が多く、子会社が親会社に対してロイヤルティや技術サービス料を支払うケースが一般的である。しかし、税務当局はこれらの支払いが実際に利益をもたらしているか、また、国内課税ベースを損なわないかを重視し、しばしば否認する。具体例では、インドネシア子会社が技術や特許、設計情報を用いて製造販売を行い、売上に応じたロイヤルティや設計費用、技術サービス料を支払っていたが、税務当局はこの支払いには便益がなく重複している、またインドネシア子会社は単なる受託製造業者であるとしてその費用を全て否認した。これに対し納税者側は、インドネシア子会社の実態はライセンス製造業者であることをローカルファイル等で示し、税務裁判所で争っている。

我々は単に主張するだけでは足りず、インドネシア子会社の組織構造や各部門の役割を示し、どの機能が実際に現地で行われているかを明確に説明する必要がある。その上で、DEMPE 機能の多くは親会社側で実施されていることを示し、従業員の役割や給与関連資料などとも突合して実態を裏付ける。また、図面、マニュアルなどの補足資料や特許データベースも活用し、技術やノウハウの存在と利用実態を証明する。図面費用についてはロイヤルティと重複するとの指摘に対し、図面は技術そのものではなく、その伝達手段であり、顧客仕様に応じて都度作成されるものであると説明する。

技術サービス料については、請求ごとに作業報告書や作業時間などの詳細な証拠を整備し、実際にサービスが提供されていることを示す必要があり、これらの資料はインドネシア語に翻訳して提出する必要がある。さらに取引単位営業利益法 (Transactional Net Margin Method : TNMM) による検証を行い、ロイヤルティ支払い後の利益率が独立企業間水準に収まっていることを示すことも重要である。継続的な低利益や赤字は争点となるため、適正な利益水準の確保が求められる。税務裁判所ではこれらの証拠に基づき納税者側が勝訴したが、税務当局が最高裁に上告することが多いものの、証拠の評価の問題については通常、税務裁判所の判断が維持される。最終的な教訓は、十分かつ詳細な証拠資料の準備が不可欠であるという点にある。

Prof. Clemence Garcia (Japan, Gakushuin Univ.)

私はフランス出身だが、IFA 日本支部 WIN (Women of IFA Network) の共同代表として本大会に参加している。無形資産評価を専門としており、その観点からイスラエルの Hexadite 事件を取り上げる。本件は 2017 年にマイクロソフトがイスラエルのサイバーセキュリティ企業を買収した M&A 事案であり、無形資産の評価が中心論点となっている。主な論点は、独立価格比準法 (Comparable Uncontrolled Price Method : CUP 法) による知的財産の評価 (税のグロスアップ)、旧株主へのホールドバック支払いの取扱い、二次調整における割引率の設定である。

まず、税のグロスアップの論点について、課税当局は取得価額に買収後の税負担を含めるべきと主張したが、納税者は、市場価値は税を含まない純粋な価格であると主張した。裁判所は納税者の立場を支持し、OECD 移転価格ガイドラインではディスカウント・キャッシュ・フロー法 (Discounted Cash Flow Method : DCF 法) においてのみ税の影響が考慮される一方、CUP 法では考慮されないこと、また取得価額は外部・内部の経済要因を含むが税そのものは含まないと判断した。この違いは評価手法の前提の違いに基づくものであり、CUP 法は市場取引の視点、DCF 法は保有企業の将来キャッシュフローの視点に立つためである。

次にホールドバック支払いについて、これは創業者の継続雇用を条件とした将来支払いであ

るが、課税当局は取得価格の一部として移転価格に含めるべきと主張し、裁判所もこれを支持した。取引時点の価値には将来支払いも含まれるとし、事業再編中でも価値は消失しないという OECD 移転価格ガイドラインの考え方と整合するとされた。

最後に二次調整について、これは無償で提供された資金に対するみなし貸付として利息相当額を調整する問題であり、課税当局は高リスクを前提とした高い金利を適用した。一方で裁判所は、マイクロソフト内部のグループ内取引における金利を採用し、より現実的な利率に引き下げた。本件は無形資産評価と移転価格に関する重要な論点を幅広く含む事例であるため、非常に示唆に富むケースであると考ええる。

宮澤 貴子(EY 税理士法人)

日本の事例として、2024 年に東京高裁で判示された IHI 事件を紹介する。本件は、エネルギーインフラ分野の日本企業 IHI とタイ子会社との取引に関するものであり、主な争点は比較可能性と市場条件の評価である。特にどの比較対象を選定するか、どの程度の市場条件の類似性が必要かが問題となった。税務当局は市場の類似性が一定程度確保されていれば十分であり、厳密な比較は困難であると主張した。一方、納税者は OECD 移転価格ガイドラインや日本の租税特別措置法通達に基づき、市場条件や市場シェアの違いが収益性に影響する点も考慮すべきと主張した。裁判所は納税者の立場を支持し、市場シェアや需要といった市場条件が営業利益率に大きく影響し得ることを明確に認めた。また、高い利益率は必ずしも無形資産に起因するものではなく、市場における独占的地位による可能性も指摘した。この判決では比較可能性の評価において OECD 移転価格ガイドラインへの明確な依拠が示された点が特徴である。

さらに、この判決は日本の税務調査実務にも一定の影響を与えている。例えば海外子会社とのライセンス取引において、税務当局が TNMM を適用し、独立企業間レンジを超える利益をロイヤルティに起因するものとして課税しようとしたケースがあるが、納税者はその利益が高い市場シェアによるものであると主張し、最終的に課税は行われなかった。近年は市場環境やシェアの影響をより慎重に考慮する傾向が見られるが、日本の移転価格実務では依然として立証の難しさがあり、将来的に更なる課題が生じる可能性があると認識している。

Prof. Clemence Garcia (Japan, Gakushuin Univ.)

次に取り上げるのは、無形資産の移転価格、とりわけ残余利益分割法 (Residual Profit Split Method : RPSM) が問題となった NGK の事例であり、日本の親会社からポーランド子会社へのノウハウ及び技術ライセンスが対象である。このケースの特徴は、EU 市場が高度に規制されており、同種製品を供給できる企業が 2 社に限られる寡占状態にある点である。その結果、顧客は高価格を受け入れるため、超過利潤が生じ、その配分が争点となった。通常、資本投資は基本的利益に含まれるが、本件で東京高裁は、ポーランド子会社による資本投資も超過利潤の創出に寄与する要素と評価した。

この点は、無形資産の貢献に焦点を当てる OECD 移転価格ガイドラインや日本の従来の考え方を超えるものである。裁判所は資本投資を生産能力の代理指標として捉え、需要を満たすためには技術だけでなく十分な生産能力が不可欠であると整理した。寡占市場における超過利潤は市場構造によって生じるものの、それを実現するためには技術と資本投資の双方が必要である。その結果、資本投資は会計上の製造資本に類似する概念として、新たな無形的価値として

認識され得る可能性が示唆された。

Moderator: Ms. Ana Claudia Akie Utumi (Brazil, Chair of IFA/WIN)

今の議論で取り上げた各ケースはいずれも非常に興味深く、本来であればそれぞれ1時間かけて議論できる内容である。ここからは第2部として、必ずしも無形資産そのものに直接関係しないものの、関連する重要な移転価格の論点について紹介する。

ブラジルの事例として、浮体式生産設備へのCUP法の適用に関する問題がある。石油業界では浮体式生産設備の価格の中に投資回収分をどのように含めるかが争点となっており、税務当局は契約初期期間のみ回収を認め、契約延長期間については認めないと主張している。しかし、石油業界では短期契約の更新が一般的であり、この考え方は実務上不合理である。現在のところ、この点については裁判所が企業側の主張を支持しており、企業にとって有利な状況となっている。

Ms. Karishma R Phatarphekar (India, Deloitte)

インドの観点から見ると、シェアードサービスセンター(Shared Service Center : SSC)に対するコストプラスとロイヤルティやマネジメントフィーといった支払いが主要な論点である。これらはいずれも税務当局から利益移転の手段と見なされる傾向があり、まずその支払いに実質があるのか、すなわち無形資産やサービスの受領が実際に存在するのかが問われる。その上で、便益の有無、必要性、重複性の排除といった点を証拠により立証することが重要となる。インドでもこれらの支払いはしばしば否認され、裁判に持ち込まれるが、グローバルポリシーに基づくコスト配分やマークアップの合理性を示すことで、裁判所に受け入れられるケースが多い。

近年は従来広く用いられてきたTNMMによる包括的な検証ではなく、各取引を個別に分析しベンチマークすることが求められる傾向にある。サービスについてはサービス提供者側のコストプラスと、受領者側の売上比率の双方から検証し、ロイヤルティについてもCUPデータベースを用いたレンジ分析を行うことで立証が図られる。

また、今後インドではグローバルSSCの半数が集積すると見込まれており、制度面でも確実性向上のための枠組みが整備されている。セーフハーバールール適用範囲は大幅に拡大され、従来より低い15.5%のマークアップが5年間のブロックで適用される仕組みとなっている。さらに手続きは自動化される一方、否認時の救済手段がないという課題もある。移転価格紛争解決手段としては事前確認(Advance Pricing Arrangement : APA)が非常に有効であり、特に二国間APAは二重課税の回避において優れている。近年も多数のAPAが締結されており、インドにおける移転価格実務において重要な役割を果たしている。

Ms. Elviana Riyanto (Indonesia, PBTaxand)

インドネシアでは一次調整が行われる場合、必ず二次調整も行われる制度となっている。これは2021年所得税法及び2023年財務大臣規則により明確化されたものであり、従来は必ずしも一貫して適用されていなかったが、現在は義務化されている。インドネシアでは二次調整は配当として扱われる点が特徴であり、OECD移転価格ガイドラインのように貸付やみなし資本などの選択肢はなく、源泉税の対象となる。クロスボーダー取引では最大30%の源泉税が課される可能性があり、国内取引でも15%の源泉税が適用されるため、一次調整に加えて税負担が

大きくなる。

具体例では、クロスボーダー取引において一次調整により法人税が課されるだけでなく、二次調整として配当課税が追加で発生し、大きなコストとなる。これに対しては、課税当局の更正処分前に資金を本国へ返還し、一次調整を受け入れることで二次調整を回避できる措置が設けられている。

さらに、最近の規制では形式上は独立企業間取引であっても、実質的に関連当事者が価格決定に関与している場合には移転価格税制の対象となる。例えば、中間業者を介した取引であっても、親会社が価格をコントロールしている場合には調整が行われる可能性がある。そのため、表面的に独立した取引であっても、実態としての価格決定メカニズムに注意を払う必要がある。

Moderator: Ms. Ana Claudia Akie Utumi (Brazil, Chair of IFA/WIN)

続いてサプライチェーンの議論に移るが、ブラジルでは OECD 型移転価格税制の導入前は国内で多くの機能を担う体制が一般的であったが、2024 年以降は国際的な価格設定が可能となり、企業は機能配置やリスク配分、調達、製造拠点の専門化など事業モデルの見直しを進めている。また、これまで一般的でなかったリスク限定的販売業者モデルも導入されつつあるが、税率が高いため移転価格による二重課税の影響は依然として大きい。

Ms. Karishma R Phatarphekar (India, Deloitte)

事業再編に関しては、インドではリスク限定的販売業者が起業家的販売業者へと再分類される問題が頻繁に見られる。税務当局は市場の重要性を重視し、従来の FAR 分析(各当事者の機能(Functions)、使用資産(Assets)及び負担リスク(Risks)を分析する手法)に加えて市場要因を強調する傾向があり、リスク限定的機能の位置付けを否定することが多い。そのため、戦略や無形資産の保有主体が親会社であること、損失負担や在庫リスクが限定的であることなどを詳細に文書化する必要がある。販売業者についてはベリーレシオ(Berry Ratio)のような手法が APA で認められており、日印間でも複数の合意事例が存在する。事業再編は取引として開示義務があり、顧客契約や機能変更があれば利益への影響の有無にかかわらず報告が必要である。裁判所は一定程度柔軟であり、再販売価格比準法(Resale Price Method : RP 法)の適用や再分類の否定など納税者寄りの判断も見られる。最近では関税変更の影響も議論されているが、大規模な構造変更には不確実性が高く、短期的対応にとどまるケースが多い。

Moderator: Ms. Ana Claudia Akie Utumi (Brazil, Chair of IFA/WIN)

ブラジルでも今後同様の議論が生じると考えられ、特に紙上のモデル変更と実態運用の乖離が問題となる可能性がある。APA はまだ整備途上であり、相互協議(Mutual Agreement Procedures : MAP)も制度はあるが実務上の実績は限定的である。また、製品価格に含まれる無形資産の取扱いに関税との関係で問題となり、価格引下げと整合しない過去の取引実態が指摘されるリスクもある。

Ms. Karishma R Phatarphekar (India, Deloitte)

インドでは移転価格紛争が非常に多く、判例や実務は今後の国際的な議論の方向性に影響を与える段階にある。APA の処理件数も多く、こうした事例を参照することが今後の税務実務を

理解する上で重要である。

Prof. Clemence Garcia (Japan, Gakushuin Univ.)

本日取り上げた各事例から、無形資産評価は今後さらに複雑化し、これまで以上に困難になると感じている。現在は収益や市場価格に基づく評価に加え、トークン化など新しい形態で無形資産の利用や移転が行われるようになっており、技術革新により部分的な権利移転など新たな契約形態も増えている。今後はこうした新しい無形資産取引の形態自体が重要な研究テーマになると考えている。

宮澤 貴子(EY 税理士法人)

日本では裁判事例が多くないため、通常は MAP によって紛争解決を図るが、IHI 事件のように成長市場に進出する海外子会社を巡るケースでは、税務当局は TNMM を用いて評価し、残余利益は日本側の無形資産に起因すると主張する傾向がある。IHI 事件の判決は市場条件の影響を認めた点で実務に影響を与えており、今後はこうした判例を踏まえて対応する必要があると考えている。

Ms. Elviana Riyanto (Indonesia, PBTaxand)

インドネシアでは無形資産やサービスに限らず、関連者間取引全般で移転価格調整が増加しており、政治的背景もあって税務調査は厳格化している。還付申告は必ず調査対象となり、実務上は還付も遅延している状況にある。また新しい規則により手法選択が階層的に整理されたほか、当局は積極的に調整根拠を探す姿勢を強めている。そのため、すべての取引について十分な文書化を行い、訴訟も視野に入れて備える必要があると認識している。

Ms. Karishma R Phatarphekar (India, Deloitte)

セーフハーバー制度の導入により従来多かったコストプラスの紛争は減少するが、その分、今後はマーケティング無形資産、金融取引、SSC のバリューチェーンなど、より高度で複雑な論点に焦点が移ると考えている。インドは単なるコストセンターではなく、技術開発やイノベーションの拠点となっており、将来的には利益分割法の適用が増える可能性がある。したがって、セーフハーバーは活用しつつも、無形資産や事業再編などの分野でより高度な対応が求められると認識している。

Moderator: Ms. Ana Claudia Akie Utumi (Brazil, Chair of IFA/WIN)

近年は APA や MAP の活用が重要性を増しており、各国が二国間 APA を進めるのは解釈の不一致による紛争を回避するためである。本日の議論から得られる教訓は、各取引の細部に注意を払うことであり、問題は必ずしも事前に想定された論点ではなく、調査の中で突発的に生じることが多い。そのため、実態に基づく機能分析や取引のマッピングを徹底する必要がある。また移転価格案件は高額になる傾向があり、事前に当局と合意できる APA の活用が極めて有効である。本日の事例はいずれもさらなる検討に値するものであり、今後の研究につながる示唆を提供できたと考えている。

セッション4：国境を越える富：富裕層(HNWI)に対する租税上の課題 **Wealth without borders: Tax challenges of High Net-Worth Individuals**

Moderator：吉村 政穂(一橋大学教授)

本セッションは複数のテーマに沿って構成されている。第1部では富裕層(High Net Worth Individuals：HNWI)に対する課税の現状を取り上げ、第2部では国境を跨ぐ資産移転やタックスプランニング、特に日本や韓国の事例を検討し、第3部では執行面に焦点を当て、OECDによる国際的な情報交換枠組みや各国税務当局におけるデータやAIの活用の進展を扱う。

まず第1部のテーマから議論を始めたい。その前提として構造的な背景を整理すると、多くの国において資本所得と労働所得の課税には一貫した緊張関係が存在している。配当やキャピタルゲイン、利子といった資本所得は、一般に労働所得よりも低い税率で課税されるか、場合によっては非課税とされることもある。これには投資の促進や法人段階での課税との二重課税の回避といった政策的理由があるが、資産が富裕層に集中している現状では、資本所得に対する低税率は、結果として高資産を保有する個人の実効税率が賃金所得者よりも低くなるという状況を生み出している。所得課税は本来その再分配機能を発揮すべき場面において十分に機能していない可能性があると言える。

こうした状況に対し、日本、韓国、オーストラリア、マレーシアといった各国はそれぞれ対応を模索している。そこで、最初に日本の状況についてパネリストに伺いたい。

山川 佳子(森・濱田松本法律事務所)

日本の個人所得税は累進課税であり、給与所得の最高税率は国税・地方税を合わせて約55.9%である。一方、投資所得は分離課税で、株式譲渡益や配当、利子は概ね20%台前半の低い一定税率が適用されている。この構造により、高所得者ほど金融所得の割合が高くなり、所得税負担率が途中から低下するという逆転現象が生じている。これに対応するため、日本では2024年に高所得者向けのミニマム税が導入され、通常の税額が一定水準を下回る場合には追加課税が行われる仕組みとなった。具体的には、調整所得から一定額を控除した部分に約22.5%を乗じた最低税額が設定され、国税・地方税合計で約28%の水準となる。さらに今後は適用対象の所得水準が引き下げられ、税率も30%程度まで引き上げられる方向であり、高所得者課税の強化が進んでいる。また、国外転出時課税制度の導入により未実現キャピタルゲインにも課税し、低税率国への移転による課税回避を防止している。全体として、日本は富裕層に対する課税強化へと政策をシフトしている。

Ms. Maria Chang (Korea, Shin & Kim)

韓国の個人所得税はスケジューラー方式を採用しており、所得区分ごとに課税される構造となっている。事業所得や給与所得、年金などは合算され累進税率(6%~45%+地方税)で課税される一方、キャピタルゲインについては分離課税が行われる。特に不動産は重要な課税対象であり、複数住宅の保有や短期保有に対しては重課制度が設けられており、高額資産を持つ個人に大きな影響を与えている。また、上場株式については従来、個人投資家はキャピタルゲイン課税の対象外とされてきたが、この点については政策上の議論が続いている。

現在は大株主に該当する場合にキャピタルゲイン課税が適用され、その基準は従来の50億

ウォンから 10 億ウォンへと引き下げられた。この結果、より広い範囲の投資家が課税対象となり、税収確保の意図がうかがえる。課税される場合の税率は最大 27.5%となる。また、海外株式投資については通常 22%の一律税率が適用されるが、海外株式を売却して国内市場へ再投資する場合に一定期間保有すれば税優遇が受けられる制度が導入されており、国内投資の促進が図られている。

さらに、居住者判定については 183 日ルールが強化され、2 課税年度に跨る滞在も対象となるよう見直しが行われたほか、海外信託に関する報告義務も新たに導入された。韓国では信託が相続対策として必ずしも認められていないため、海外信託の利用状況を把握することで課税の透明性を高めようとしている。

Mr. Shaun Cartoon (Australia, Arnold Bloch Leibler)

オーストラリアの高所得者に対する主な税制について説明すると、所得税の最高税率は 19 万オーストラリアドル超の所得に対して 47%である。ただし、この閾値は 25 年間調整されておらず、現在では多くの人がこの最高税率帯に入っているため、いわゆるブラケット・クリープ（インフレにより物価や賃金の伸びを上回るペースで所得税収が増す現象）により実質的な税負担が増加している。キャピタルゲインについては比較的軽減されており、12 か月以上保有した資産については 50%の割引が適用され、最大税率は実質 23.5%となる。さらに中小企業向けの優遇措置により、税負担がほぼゼロになる場合もある。

現在、政府は大規模な税制改革を検討しており、報道によればこのキャピタルゲイン 50%割引の廃止が予定されている。その代わりに、インフレ調整による取得原価の引上げ方式に戻る見込みである。これは実質的な利益のみに課税する仕組みだが、スタートアップ企業などでは取得原価が極めて低いため、成長後の売却時には 47%の高税率が適用される可能性があり、起業家の海外流出を招く懸念がある。

また不動産に関しては、これまで複数物件保有に対する抑制が弱く、賃貸収入を上回る利息費用を他の所得と相殺して減税できる仕組み（ネガティブ・ギアリング）が存在していた。この制度と長年の不動産価格上昇により、投資用不動産の保有が増加し、若年層の住宅取得が困難になるという問題が生じている。政府はこれに対処するため、税制見直しを進めている。全体として、オーストラリアは資産保有には有利だが、所得形成や新規投資には課題がある税制となっている。

Ms. Rachel Saw (Malaysia, IBFD)

これまでの発表国と異なり、マレーシアは富裕層に対する課税が相対的に緩やかな法域である点が特徴である。そのため本パネルでは、バランスを取る役割を担っていると考えている。多くの国が富裕層課税を強化する中で、マレーシアのような新興国では依然として資本や投資の流入が優先されており、高額資産保有者への課税は後回しになっている。むしろ他国の税制に不満を持つ富裕層を呼び込むことを狙っている。

税制面ではキャピタルゲイン課税は限定的であり、主に不動産取引や未上場株式など一部の取引に適用される。また国外資産の処分に関する課税など、一定の見直しや強化は進められているものの、包括的な富裕層課税は導入されていない。かねてより富裕税導入の議論はあるが、政治的意思の欠如により実現していない背景があり、政策決定層自身が富裕層であることも影

響している。

その代わりに、個人への直接課税ではなく、課税ベースの確保やコンプライアンス強化に重点を置いている。具体的にはデジタルインボイスの導入や国際的な情報交換の強化などを進めており、間接的な形で課税の適正化を図っている。このようにマレーシアは高額資産保有者への直接課税ではなく、投資誘致と制度整備の両立を目指す穏健なアプローチを採用している。

Moderator : 吉村 政穂(一橋大学教授)

これまでの議論から、日本と韓国はいずれも所得再分配機能を回復しようとしており、日本はミニマム税により資本所得中心の高所得者の実効税率の低下を抑え、韓国はキャピタルゲイン課税の対象拡大により同様の問題に対応している。しかし、こうした富裕層課税強化は資本や人の国外移転を促すインセンティブを高めるという副作用も伴う。この点是否定すべきものではなく、制度設計上の根本的な緊張関係として認識する必要がある。その対応策の一つとして出国税が挙げられる。

山川 佳子(森・濱田松本法律事務所)

日本では一定額以上の資産を保有する個人を対象に国外転出時課税制度が導入されており、国外転出時に未実現キャピタルゲインに課税する仕組みとなっている。対象資産は一定規模以上の金融資産であり、資産価値の増加分に対して課税されることで課税逃れを防止している。

Ms. Rachel Saw (Malaysia, IBFD)

マレーシアでは出国税のような制度はなく、資本移動を抑制するよりも投資誘致を重視している。他国で課税された後でも十分な資産を持つ投資家を歓迎し、比較的軽い税負担のもとで投資を促進する姿勢である。

Moderator : 吉村 政穂(一橋大学教授)

税は本来、各国政府が移動しやすい資本から税源を守るために用いる手段の一つであるが、これを踏まえて第2部のテーマに移りたい。理論的には、富の移転に課税することには強い根拠がある。不平等や機会格差が社会的流動性を損なう場合、世代間の資産移転は政策介入の重要な機会となり得る。しかしながら、現実には世界的な潮流は逆方向に進んでおり、多くのOECD諸国では相続税が廃止又は大幅に縮減されている。それにもかかわらず、日本と韓国では依然として高い税率が維持されている。例えば、日本では相続税及び贈与税の負担が重く、その影響に関する議論も見られる。韓国も同様に高税率であり、報告によればアジアで最も高い純流出を示している。

これに対し、オーストラリアは1980年代に相続税を廃止しており、マレーシアも相続税を設けていないため、一定の富裕層の移転先となっている。このような状況が実務にどのような意味を持つのか検討するため、まず韓国の事例、特に同国の史上最大規模の相続税案件であるサムスンのケースについて取り上げたい。

Ms. Maria Chang (Korea, Shin & Kim)

韓国の相続税の実務を示す典型例としてサムスンの事例を説明する。2014年に李健熙会長が

急病で倒れた際、準備不足のまま李在鎔が実質的にグループを率いることとなり、支配権確保のための再編が行われた。具体的には、本人が大株主であった第一毛織と、サムスン電子株を保有していたサムスン物産を合併することで、グループ全体に対する支配力を高めた。この取引は後に法的問題も引き起こしたが、結果として後継体制の基盤を整えた。

2020年に李健熙会長が亡くなった際、約12兆ウォンという韓国史上最大の相続税が課された。韓国では相続税回避のための制度が限定的であり、信託など他国で一般的な手法も広く認められていないため、基本的には税額を支払う以外の選択肢は少ない。そのため李家は生前の6年間にわたり流動性確保の準備を進め、2021年から2026年にかけて分割納付を行う計画を採用した。通常は死亡後6か月以内に納税が必要だが、大規模なケースでは利息付きの分割納付が認められている。

韓国では遺言なしで死亡するケースも多く、本件もその一例であり、法定相続分に基づいて配分された。妻と3人の子がそれぞれ約22.2%ずつ取得し、その後相続税支払いのために株式の売却が進められた。ただし李在鎔は支配権維持のため株式売却を行わなかった。このように相続税負担のために大株主の持分が希薄化する現象は他の財閥でも見られ、企業支配構造にも影響を及ぼしている。

このような高い相続税負担を背景に、制度改革の議論も進んでいる。現在は遺産全体に課税する方式(遺産課税方式)だが、取得者(相続人)ごとに課税する方式(遺産取得方式)への転換が検討されており、負担の分散が期待されている。また、株式の評価方法についても市場価格ではなく純資産価値の80%を用いる案が提案されており、評価操作による課税回避を防ぐ狙いがある。これらの議論は制度導入以来大きな改正となる可能性があり、韓国が相続税問題に本格的に対応し始めていることを示している。

山川 佳子(森・濱田松本法律事務所)

日本でも相続税の最高税率は55%と非常に高く、資産評価が課税額を大きく左右する重要な論点となる。国税庁は評価通達を定め、公平性確保の観点から統一的な評価基準を提供しており、裁判所も基本的にこの枠組みを尊重している。ただし、この評価方法は実際の市場価格よりも低く算定される場合があり、例えば不動産では路線価方式により市場価格の約80%で評価されることが多い。この低い評価自体は制度上認められたものであり、直ちに租税回避とされるものではない。

しかし近年、税務当局はこうした評価差を利用した節税スキームに対してより厳格な姿勢を取っている。今回紹介する事例では、被相続人が高齢期に借入を用いて不動産を取得し、その後短期間で死亡したケースである。納税者側は評価通達に基づく低い評価額を前提に相続税の軽減を見込んでいたが、税務当局は独自に鑑定評価を行い、実勢価格に近い約13億円の評価を採用した。評価通達に基づく評価額は約3億3千万円であり、大きな乖離があった。この差は、路線価評価の低さに加え、タワーマンション高層階の市場価格が高騰する一方、評価通達では階層差が十分反映されていないことによる。

最高裁は税務当局の判断を支持し、原則として評価通達に従うべきではあるが、それが課税の公平性を著しく損なう場合には別の評価手法を採用できると判示した。本件では、取引の目的が明確に相続税負担の軽減にあったこと、評価通達を利用することで過度に税負担を減少させていたことが重視された。この判決を受け、評価ルールは改正され、同様のスキームの余地

は縮小されている。

さらに問題となっているのが非上場株式の評価である。富裕層は資産を持株会社に集約することが多く、評価通達に基づく算式評価が実態価値を下回る場合があるため、節税の余地が生じる。こうした構造は事業承継や資産管理といった非税務目的もあるが、税務当局は純粋な節税目的の利用を問題視している。これに対応するため、2026年4月には「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」が設置され、より適切な評価方法の検討が進められている。2028年頃には新たな評価ルールが導入される可能性があり、制度の動向を注視する必要がある。

Mr. Shaun Cartoon (Australia, Arnold Bloch Leibler)

オーストラリアでは相続税は1970年代から1980年代にかけて廃止されている。歴史的には戦争後の未亡人や農家への負担が重く、不人気な税であったことが背景にある。相続税廃止後も代替的な体系的制度が整備されたわけではないが、その代わりに信託を活用した資産管理・承継が発展してきた。

現在では富裕層は個人名義で資産を保有せず、ほぼすべてを信託や会社で保有するのが一般的である。そのため遺言自体には資産がほとんど含まれず、実務上は信託受託会社の支配権を誰が引き継ぐかが重要となる。信託の支配権を持つ者が実質的に資産全体をコントロールする構造である。

オーストラリアの Discretionary Trust (裁量信託) は柔軟性が高く、毎年受託者が所得の配分先を決定することができる。この仕組みにより、家族間で所得を分散し、各人の税率に応じて税負担を軽減することが長年行われてきた。例えば、家族それぞれに所得を割り振ることで、全体の税率を低く抑えることが可能である。ただし形式的には所得が配分されても実際に現金が渡らないケースもあり、税務当局にとって問題視されてきた。

このような状況を受け、政府は信託を利用した過度な節税に対して規制強化を検討している。報道によれば、信託所得に対して30%の最低税率を導入する案が出ており、これが実現すれば所得配分による税率引下げ効果は大きく制限されることになる。もともと、既に法人を受益者とする場合には30%課税が行われているため、一部の実務への影響は限定的と考えられる。全体として、オーストラリアは相続税を廃止した代わりに信託を中心としたタックスプランニングが発展し、現在はその濫用を抑制する方向へと転換しつつある。

Ms. Rachel Saw (Malaysia, IBFD)

信託の議論を踏まえ、地域によってはファミリーオフィスの拡大が重要な動きとなっている。シンガポール、マレーシア、香港が主要拠点であり、特に他国で規制が強化される中で、これらの地域が資産運用の受け皿となる可能性がある。オーストラリアで信託規制が強化されれば、資金流入が加速する可能性もあると見ている。

マレーシアの立場としては、富裕層課税を強化する国がある一方で、そうした資本を受け入れる国も存在するというバランスを示すことにある。現在は人や資産の移動が非常に容易であり、ある国が規制を強化すれば、他の国がその受け皿となる構図が生じる。マレーシアは必ずしも最初からその戦略を意図していたわけではないが、結果として投資を呼び込む構造となっている。

税制は属地主義を採用しており、マレーシア源泉所得のみを課税対象としているため、国外

所得には基本的に課税しない。この点が海外資産を持つ富裕層にとって大きな魅力となっている。また「マレーシア・マイ・セカンドホーム」などの長期滞在ビザプログラムにより、一定の資産要件を満たせば居住が容易であり、生活コストの低さや地理的利便性も相まって競争力を持っている。

さらに、シンガポールとの近接性を活かし、金融機能はシンガポールに依存しつつ、より低コスト拠点としてファミリーオフィスをマレーシアに設置する動きも見られる。地域全体で資産管理体制が分業的に形成されている状況である。

また、近年は個人の国際的移動の増加により、居住地認定や二重居住の問題が顕在化している。各国の居住者判定基準や租税条約のタイブレーカールールは現代の生活実態と必ずしも整合せず、解釈の余地が大きい。このため富裕層は複数の国の制度を組み合わせることで有利な税務ポジションを構築することが可能となっており、資産や生活の拠点を段階的に国外へ移す動きも見られる。

全体として、富裕層課税の強化が進む国と、それを受け入れる国との間で競争関係が生じており、今後はこうした国際的な資産移動がさらに進むと認識している。

Moderator : 吉村 政穂(一橋大学教授)

これまで各国はそれぞれの考え方や制度に基づき独自の対応を行ってきたが、必ずしも共通した解決策が確立されているわけではない。特に過去 40 年間を振り返ると、税制は大きく変化しており、その中で法人課税の枠組みも大きく見直されてきた。その結果、現在では資本への課税と労働への課税との関係において、緊張関係が生じている点に注目する必要がある。

Mr. Shaun Cartoon (Australia, Arnold Bloch Leibler)

この点については概ね既に述べたとおりであり、相続税の時代に戻ることはないと考えている。その理由として、現在は政府が資本課税の強化に積極的であり、資本に対する税負担が大幅に増加しつつあるため、相続税に依存する必要性は低下しているとみられる。ただし、これは必ずしも本来あるべき意味での包括的な税制改革とは言えない。専門家としては、資本課税を強化するのであれば、その一方で労働への課税を軽減するなど、税制全体を見直すべきだと考えている。しかし、オーストラリアの現状を見ると、福祉国家としての性格が強く、政府支出を拡大するために税収をさらに確保しようとする傾向がある。その結果、資本課税は今後も強化される一方で、相続税の復活は見込まれない。

Moderator : 吉村 政穂(一橋大学教授)

資本は税制に応じて動くという前提がある中で、第 3 部では、税務当局がそれに対して何ができるのかという点だ。各国には三つの国際的な情報交換の枠組みが存在しているが、枠組みだけでは成果は生まれない。日本の国税庁はこれらの制度を実際にどのように活用しているのか伺いたい。

山川 佳子(森・濱田松本法律事務所)

日本は国際的な情報交換枠組みの下で積極的に活動しており、共通報告基準(Common Reporting Standard : CRS)に基づいて金融口座情報を幅広く交換している。報告対象は銀行や証

券会社などで、口座名義人や残高、収益等の詳細な情報が共有されている。さらに近年は電子マネーや暗号資産にも対象が拡大され、暗号資産等報告枠組み (Crypto-Asset Reporting Framework : CARF) の導入も進んでいる。国税庁は年間約 250 万件の海外口座情報を受領し、申告内容と突合することで未申告所得などを把握している。一方で、外国不動産や複雑な信託・法人構造については情報把握に限界がある。そのため、日本では国外財産調書制度など国内の制度も併用し、富裕層の海外資産の把握を進めている。

Ms. Rachel Saw (Malaysia, IBFD)

マレーシアには富裕層に特化した税制はないが、課税対象者を漏れなく把握し、国内外の所得を適切に捕捉することに重点を置いている。そのため CRS の活用を重視し、大量の金融データを分析している。デジタル技術の進展により透明性が高まり、税務当局が使える情報は格段に増えている。現在は AI を活用してこれらのデータを分析し、傾向や共通点を抽出することで、従来よりも効率的かつ精度の高い課税が可能になっている。税務当局は個別に狙い撃ちするのではなく、全体のコンプライアンスを確保する方針であり、申告すべき所得をすべて把握させる形で対応している。

Moderator : 吉村 政穂(一橋大学教授)

富裕層への課税を提案するのは簡単だが、実行するのは難しい。個人に対するグローバル・ミニマム課税のような案もあるが、近い将来に実現するとは考えていない。そこでパネリストに対して、こうした制度を実現する上で何が最も難しいのか伺いたい。

山川 佳子(森・濱田松本法律事務所)

日本では所得構造の不均衡に対応するためミニマム税が導入されているが、高税率ゆえに富裕層の移動リスクも高まっている。相続税においては評価が最大の争点であり、評価通達の利用による節税余地が縮小される中で、新たなスキームが生まれる可能性もある。一方で、通常の事業承継とのバランスを維持する必要があり、評価方法の見直しは今後も重要な課題であり続けると認識している。

Ms. Maria Chang (Korea, Shin & Kim)

韓国では世代間の資産移転が大規模に進行しており、相続税は富裕層だけでなく中間層にも影響を及ぼしている。その結果、制度の抜本的な見直しが議論されており、今後 10 年程度で大きな制度変更が生じる可能性があると考えている。

Mr. Shaun Cartoon (Australia, Arnold Bloch Leibler)

税制の実施自体はデジタル化や AI の進展によって容易になっているが、最大の課題は政治的合意形成であり、利害の対立が改革を困難にしている。実務上は税制変更が事前に公に議論されず、反発を避ける形で進められることも多く、透明性の面で課題があると感じている。

Ms. Rachel Saw (Malaysia, IBFD)

最大の課題は資産や人の移動の容易さであり、現代では極めて短時間で国境を越えて資金や

居住地を移すことができる。この流動性の高さは課税の前提を揺るがすものであり、国としてはいかに資産を引き留めるかが重要になる。流入だけでなく流出も同様に容易であるため、税制設計においてはこうした動きを踏まえた対応が不可欠であると考えている。

Moderator : 吉村 政穂(一橋大学教授)

各国の税制は、それぞれの経済状況、発展段階、さらには文化的背景にも依存して形成されており、完全に統一された仕組みを構築することは容易ではない。そうした前提を踏まえつつ、本セッションで共通して重要と考えられる点として、第一に透明性の向上、第二にデータ及び情報の活用、そして最も重要な点として、法制度上の規定と実務上の運用との乖離を埋めることが挙げられる。

セッション5 : 変化する国際環境下における税務紛争の解決
Tax dispute resolution in a changing world

Moderator : 本田 光宏(早稲田大学教授)

議論に入る前に、税務紛争の解決及び予防の枠組みについて概観する。ここ約 20 年で大きく二つの分野で進展がみられる。一つは紛争解決であり、より効率的かつ効果的で迅速な解決が重視されている。2007 年、OECD は「租税条約上の紛争の改善に関する報告書(Improving the Resolution of Tax Treaty Disputes)」を公表し、長期化する紛争に対応するため、OECD モデル租税条約第 25 条(相互協議)に強制仲裁条項を導入した。また、2 年以内に当局間で解決できない場合の拘束力ある仲裁や、実効的相互協議マニュアル(Manual on Effective Mutual Agreement Procedures : MEMAP)の整備も提言された。その後、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 行動 14(相互協議の効果的実施)の最終報告により、紛争を適時・効果的・効率的に解決するためのミニマムスタンダードが確立された。本年さらに包括的な改訂報告が策定され、税務当局と納税者双方にとって実務的な指針となっている。

もう一つの分野は紛争予防である。不要な調整を避けるため、納税者と当局の間での事前的な仕組みが推進されている。予防こそが最も効率的な対応手段とされ、協調的コンプライアンスや国際コンプライアンス保証プログラム(International Compliance Assurance Programme : ICAP)、合同税務調査などの新しい仕組みが発展してきた。このように税務紛争の解決と予防の分野は急速に進展している。

本セッションは二部構成とする。前半は税務紛争解決、後半は紛争予防である。前半では、アジア太平洋(APAC)地域における相互協議(Mutual Agreement Procedure : MAP)や事前確認(Advance Pricing Arrangement : APA)の現状と最近の動向を概観し、関税措置などの経済・政治的不確実性や OECD の新たな取組といった課題について議論する。後半では、不必要な調整を回避するための予防策に焦点を当て、ICAP などの自主的プログラムや税務ガバナンス、実務上の取組を紹介し、安定性の確保について検討する。それでは第一部、税務紛争解決に移る。

井澤 伸晃(国税庁)

私は国税庁で相互協議手続を担当している。本日は主に紛争解決について説明するが、APA も担当しているため、結果的に紛争予防にも関わっている。まず、OECD に報告された統計に

基づき、APAC 地域における相互協議事案の在庫状況の概要から説明する。

OECD は加盟国及び非加盟国からデータを収集しているが、ここで示すのは MAP の課税事案であり、APA は含まれていない。2020 年から 2024 年にかけて、APAC 地域の MAP 在庫は全体として緩やかな増加傾向にある。これは欧州地域における過去の急増から直近の安定への移行性と比べると異なる特徴である。また、案件の大半は利益配分に関する問題であることが一つの特徴である。さらに、インドの在庫件数は非常に多く見えるが、これは年ごとに個別に相互協議申立てを計上する方式のため数値が膨らんでいる面があり、いずれにしろ件数の減少は顕著である。

次に処理件数を見ると、同期間において多くの APAC 地域で MAP 案件の処理件数は増加している。ただし、各国当局の処理能力や効率性には依然として大きなばらつきがある。

平均処理期間については、2024 年時点での数値を示しているが、複数の OECD 加盟国において、OECD が目標とする 24 か月を超えている。全体平均は約 27.4 か月である。ただし、処理期間は両国当局の共同作業に依存するため、相手国との関係や案件の性質によって左右される。また、香港のように件数が少ない場合は年ごとの変動が大きくなる。このように、多くの国で処理期間が長期化している点は課題である。

次に、解決結果について説明する。OECD 統計では、二重課税の完全又は部分的解消、納税者による取下げ、当局間の不一致など、MAP の結果の内訳が示されており、これは従来存在しなかった有用な情報である。日本を含む多くの国は独自の統計を公表しているが、このような内訳は示していない。

最後に、二重課税の完全又は部分的解消に至った割合を見ると、OECD 統計全体の平均は 74% であるが、APAC 各国間では大きな差がある。このばらつきは、単に処理件数の増加に努めるにとどまらず、MAP の実効性を向上させる余地が依然として存在することを示している。

続いて APA についても触れる。ここでは APA の在庫件数と処理件数を示している。例えば、日本は 2024 年に 139 件の APA を処理しており、同年の MAP 課税案件の処理件数が 54 件であった。一方、シンガポールは APA 締結が 19 件、課税案件の終結が 17 件である。このように日本やシンガポールでは、MAP の処理件数に匹敵、又はそれを上回る APA 締結が行われており、納税者に対する法的確実性の提供において高い実績を示している。一般的に、APAC 地域では MAP 処理件数に比べて二国間 APA の処理件数が比較的多い傾向にある。

さらに 2023 年のデータを見ると、日本、韓国、シンガポールは世界的にも MAP 処理件数に比して APA 件数の比率が最も高かった。中には日本を APA のトップ国と評価する声もある。

OECD は MAP や APA のパフォーマンスに対する評価も行っている。APAC 地域のいくつかの国は 2023 年に表彰されており、オーストラリアは非移転価格案件における処理期間の短さ、日本は移転価格案件での APA 活用率の高さが評価された。また 2024 年には、ニュージーランドが非移転価格案件の迅速な MAP 解決で評価され、さらにオーストラリアとニュージーランドは非移転価格案件における協力体制でも評価されている。これらの結果は、APAC 地域において税務紛争の解決分野で世界的にも高い水準のパフォーマンスが存在することを示している。

これまで説明したように進展はあるものの、依然として多くの課題が残っている。特に重要なのは二点であり、第一に MAP 案件を 24 か月以内に解決する目標の達成、第二に単に処理件数を増やすだけでなく実質的な解決内容の改善である。同時に、近年の技術的な論点が紛争解決を一層複雑にしている。例えば米国の輸入関税の影響が移転価格分析に影響を及ぼしており、

関税措置や比較可能性分析のタイミングの不一致、比較対象企業の選定などが MAP 交渉を難しくしている。具体的には、2025 年の財務結果を検証するための比較対象データがまだ公表されておらず、このような問題に対処する方法も限られている。

APA については、納税者が早期の安定性を優先するのか、あるいは遡及的な是正を重視するのかによってアプローチが分かれるが、両者のバランスを取ることも考えられる。COVID-19 の際にも類似の課題はあったが、当時は影響が世界的かつ業種横断的であったため、比較データの更新によって比較的容易に対応しやすかった。これに対し、米国の関税問題については一律の解決策はなく、個別案件ごとに慎重に検討する必要がある。

さらに、非移転価格案件も重要性を増しており、特に恒久的施設 (Permanent Establishment : PE) に関する問題がある。2025 年 OECD モデル租税条約のコメンタリー改訂により、在宅勤務で事業の固定的施設とみなされるか否かが明確化された。これは、特に欧州で新たな紛争の可能性が高まっている分野である。

OECD は BEPS 行動 14 に基づく MAP ピアレビューを通じて、MAP へのアクセス、解決の迅速性、合意実施などを評価し、積極的な役割を果たしている。また、改訂版の MEMAP も公表され、税務当局と納税者双方に実務的指針を提供している。

最後に仲裁について述べる。仲裁は紛争解決の有効性を高める重要な手段となり得る。欧州では仲裁条約に長い歴史があるが十分に機能していないとの指摘もあった一方、新たな EU 指令による制度はより良好に機能しているとも考えられる。欧州当局間の MAP 在庫件数は以前よりは安定しつつある。他方で APAC 地域では仲裁の導入はまだ限定的であり、その拡大は効率性向上の大きな促進要因となり得る。

以上をまとめると、APAC 地域は MAP 及び APA の分野で大きな進展を遂げているが、MAP の迅速性と実効性の向上、さらには仲裁のような制度的手段の強化が引き続き重要な課題である。

【質疑応答(パネリスト間)】

Ms Vivian Cheng (New Zealand, Chapman Tripp)

MAP 案件を 24 か月以内に解決するという目標に関して、実務上どのような課題が最も大きいと考えているかを伺いたい。

井澤 伸晃(国税庁)

実務的な観点から見ると、大きく二つの課題があると考えている。

第一に、実際の協議の進め方が原則に基づいているかという点である。特に MAP の経験が少ない国では、当初の税務調査の論点に固執したり、自国の税收確保の観点に影響されたりすることがあり、合意形成が難しくなり、結果として手続が長期化する。MAP の本来の目的は二重課税の排除及び防止であり、条約の解釈・適用とともにこの目的を最優先すべきである。この考え方を OECD の取組や二国間の対話を通じて、引き続き浸透させる必要があると感じている。日本としても、その意識やプロセスの重要性について、二国間協議などで積極的に共有している。

第二に、案件数の増加である。先ほど示したように在庫が増加している一方で、当局のリソースは限られているため、案件管理の重要性が高まっている。すべての案件について対面での

協議を重ねることは現実的ではなく、より効率的な手法の活用が不可欠である。日本では書面によるやり取りやオンライン会議の活用を進めており、これにより効率性を高め、迅速な解決につなげている。

伊藤 剛志(西村あさひ法律事務所)

日本で初めて仲裁規定を含んだ租税条約は 2010 年の日蘭租税条約であり、その後多くの租税条約に同様の規定が導入されてきた。それ以来、約 16 年が経過しているが、日本では実際に仲裁が活用された事例はないと理解している。日本の当局としては仲裁をどのように位置付けているのか、また日本において仲裁規定は想定どおり機能していると考えているのかを伺いたい。

井澤 伸晃(国税庁)

日本の条約政策としては、仲裁条項を租税条約に盛り込む方向性を採っていると認識している。仲裁の主な目的は、当局間の不合意を防ぎ、事案の迅速な解決を促すことであり、つまり MAP をより円滑に機能させるための仕組みである。この観点からすると、日本でこれまで仲裁に至った案件が存在しないという事実は、仲裁条項の存在自体が当局間の合意形成を促進し、機能していることを示す好ましい結果とも捉えられる。

ただし、APAC 地域の多くの国との条約には依然として仲裁条項が含まれておらず、多くの国が BEPS 防止措置実施条約 (Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent BEPS: MLI) の仲裁規定に留保を付しているのが実情である。そのため、こうした国との案件では最終的な解決手段がないまま、MAP で十分に迅速かつ満足のいく解決を得ることが難しい場合もあり得る。今後、この地域で仲裁の導入が広がることが、MAP の機能の向上につながると期待している。

Moderator : 本田 光宏(早稲田大学教授)

仲裁についての議論を踏まえ、現時点では日本の実際の仲裁事例は存在しないものの、その存在自体が各国の MAP プロセスにどのような影響を与えているのかについて伺いたい。

井澤 伸晃(国税庁)

仲裁は実際に発動されていない場合でも、プロセスには確実に影響を与えている。まず、将来的に仲裁に進む可能性のある案件に対応するため、時間管理などの手続面を意識したガイダンスの見直しがなされていることが挙げられる。この点については多くの国でも同様の対応が行われていると認識している。また、24 か月を超える可能性のある案件について各国当局の管理意識が高まっており、そのこと自体が協議プロセスの運営に影響している。さらに、特に欧州の当局では、仲裁に進む可能性への意識や緊張感が強く、それを回避しようとする姿勢が見られる。このような意識が結果として、MAP の段階での合意形成を促進し、解決につながっている。

Moderator : 本田 光宏(早稲田大学教授)

それでは後半の税務紛争予防に移る。

Prof. Noam Noked (Hong Kong, Chinese Univ. of Hong Kong)

私の報告では協調的コンプライアンスに焦点を当てる。

まず協調的コンプライアンスの前提として、税務執行と紛争の発生原因を考える必要がある。紛争は不遵守から生じるものもあれば、解釈の相違など純粋な見解の対立から生じるものもある。しかし、大多数の納税者は基本的に法令を遵守しようとしている。仮に税務当局の執行力を 25%削減した場合に何が起こるかを考えると、米国では実際に内国歳入庁 (Internal Revenue Service : IRS) の人員削減が進んでおり、執行力の低下がコンプライアンスにどのように影響するかが観察されている。伝統的な抑止モデルに従えば、検知可能性の低下は不遵守の増加をもたらすはずであるが、実際には多くの納税者の行動は大きく変化していない。従来から遵守していた納税者は、執行力の低下を理由に不遵守へと転じてはいない。実務家としても、常に完全なコンプライアンスを前提に助言しており、不遵守や過度な節税を推奨することはない。

この点は行動経済学の知見とも整合的であり、人々には内在的な遵守動機が存在している。もちろん執行や罰則は必要であるが、それだけでは全体像を説明できない。過度に違反行為のみを前提とした執行モデルには限界がある。

また、執行は善良な納税者にとっても負担となり得る。善良な納税者とは、過不足なく適正に納税しようとする者であるが、そのような納税者であっても誤りは生じ得るし、特に後年になって税務調査が開始されると、不確実性やコストが大きくなる。例えば香港では6年の時効期間があり、期間満了直前に調査が開始されると、その後長期にわたり当局とのやり取りが続くことになる。この間、記録の保存や対応コスト、不確実性、さらには罰則リスクが存在する。

このような問題に対応するために発展してきたのが協調的コンプライアンスであり、「透明性と引き換えの Certainty」という考え方で説明される。これは、納税者に対して強制的に遵守を求める従来の抑止型モデルから、当局と納税者が協力するモデルへの転換を意味する。言い換えれば、納税当局が現実の納税行動に適応していく動きでもある。

この取組は約 20 年前から発展しており、2001 年にオーストラリアが最初に導入し、現在では約 30 か国で導入されている。米国の制度は 2000 年に試行的に開始され、その後 15 年ほどかけて本格展開された。これは申告前に問題を解決するリアルタイムの制度であり、主に資産規模 1,000 万ドル以上の企業を対象とする。ただし、利用には条件があり、調査や訴訟の対象となっていないことなどが求められる。年間の参加企業数は約 200 社であり、対象となる企業全体から見れば限定的である。

このような自主的プログラムは、政府と納税者双方に利益をもたらす。紛争の早期解決による時間短縮、執行コストの削減、納税者による積極的な遵守の促進といった効果がある。また、参加者は自ら選択して参加するため、もともとリスクの低い納税者が中心となり、当局にとっても効率的である。したがって、納税者の多様性を踏まえた対応が重要となる。

納税者にはリスク選好の違いがあり、リスク回避的な者もいればリスク志向の者もいる。また、第三者報告の対象となる者とそうでない者では不遵守の機会も異なる。多国籍企業はクロスボーダーの税務戦略の余地が大きい一方、国内企業はより当局に把握されやすい。このような異質性がある中で、協調的コンプライアンス制度は自己選択に依拠しており、比較的コンプライアンス意識の高い納税者が参与する設計となっている。

OECD はこの分野を発展させ、ICAP を導入した。これは 2018 年と 2019 年の試行を経て 2021

年に本格化した多国間のリスク評価制度であり、BEPS の文脈の中で理解されるべきものである。BEPS 対応により多国籍企業の負担やリスクは増加し、各国の基準の違いによって同一所得に複数課税が及ぶリスクも高まっている。ICAP はそのリスクを軽減し、関係国間で妥当なポジションについて認識を共有することを目的としている。

ICAP の目的は、多国籍企業に対する国際課税上の Certainty の向上と、税務当局間の協力強化である。MAP や APA の代替又は補完の位置付けであり、特に APA の申請滞留や MAP の長期化への対応として導入された。主に移転価格や BEPS 関連のリスクを対象とし、最終的には「低リスク」と評価されることを目指す。ただし APA のような法的拘束力はなく、あくまで実務上の Certainty を提供するものであり、調査が完全に排除されるわけではないが、低リスクと評価されれば調査の可能性は低くなる。

手続は、主導国への申請と情報提出に始まり、各国当局によるリスク評価と論点解決を経て、最終的に評価結果が文書で通知される。通常は5か国程度が参加し、各国が個別にリスク評価を行う。多くの案件で低リスク評価が得られるが、全論点で完全に低リスクとされるのは約40%にとどまる。参加国は主に欧州が多く、アジアではシンガポール、オーストラリア、日本などに限られている。

処理期間は概ね6～12 か月、実際には平均 16 か月程度で、APA や MAP よりも短期間である。また、ICAP はこれら手続の補完関係にあり、未解決の高リスク論点については APA や MAP に引き継ぐことも想定されている。

さらに、このような多国間調整の必要性は、多国籍企業だけでなく富裕層やファミリービジネスにも当てはまる。複数の国にまたがる資産や信託構造を持つ場合、同様の不確実性やコンプライアンス課題が存在するため、これに対応する仕組みとして「コンプライアンス・パスポート」のような制度の導入も提案している。

しかし ICAP への参加は限定的であり、対象となる多国籍企業数に比べて実際の利用はわずかである。多くの企業は安定性を求めているにもかかわらず参加が進まない背景には、制度の認知不足や、参加コストと便益のバランスへの懸念がある。大量の情報開示を求められる一方で、全ての論点が解決されるとは限らず、かえって調査を招く可能性もあるため、参加を躊躇する要因となっている。

全体として、コンプライアンスは基本的に自発的に行われており、税務上の安定性に対する需要は大きい。現行の制度ではその需要が十分に満たされていないと考えている。

Ms Vivian Cheng (New Zealand, Chapman Tripp)

これまで国際的な紛争予防については議論されてきたが、自分は国内面、特にニュージーランドの取組について説明する。まず背景として、ニュージーランドではかつて積極的なタックスプランニングやストラクチャリングが広く行われ、ストラクチャードファイナンス、クロスボーダーリース、ハイブリッド商品などが活用されていたが、その後これらは大きく抑制された。現在では、納税者はより保守的な税務ポジションを取るようになり、税務リスクの管理や当局との早期関与に重点を置くようになっている。

この変化には三つの要因があると考えている。

第一に、一般的租税回避否認規定に基づく税務当局の訴訟で高い勝訴率が続いたことである。多様なスキームが裁判で否認されてきたことにより、納税者はリスクの高い取引を避けるよう

になった。具体的には、オプション付き融資、林業投資スキーム、個人所得の信託利用、導管ルールを利用した金融構造など、幅広い取引が対象となった。

第二に、税務当局のデジタル化である。従来は旧式で分断されたシステムだったが、新しいデジタル基盤によりリアルタイムでデータ収集・分析が可能となり、納税者の活動を横断的に把握できるようになった。これによりコンプライアンス監視の精度と即時性が大きく向上した。

第三に、国際的な情報交換と協力の進展である。BEPS の枠組みや CRS などにより透明性が高まり、納税者が情報の不一致を利用することが難しくなった。この結果、コンプライアンス重視の環境が形成されている。

ニュージーランドの税務当局は「最初から正しく (right from the start)」という方針を掲げ、納税者が最初から正確に申告できるよう支援しつつ、不適切な行為は困難にすることを目指している。その一環として、大企業向けのコンプライアンス・パッケージを導入しており、売上高が 8000 万ニュージーランドドル超の企業や、5000 万ニュージーランドドル超の外資系企業などが対象となる。対象企業には専任担当者が付き、継続的な関係管理が行われる。

この制度では、従来は年次でグループ構造や財務情報などの提出が求められ、当局がリスク評価を行っていた。現在では特に多国籍企業に対して、移転価格や資本構成などに関する詳細な質問がなされる。これらの情報は、リスクの特定や調査対象の優先順位付けに用いられるとともに、蓄積データをもとに業界ごとの利益率などのベンチマークを構築し、追加的なリスク評価にも活用されている。

また、税務に関するコーポレートガバナンスも重要視されている。ニュージーランドは OECD の指針に沿って、納税者に対し適切な税務管理体制の構築を求めている。税務戦略や内部統制の文書化、定期的な見直しなどが期待される。こうした体制が整っている納税者はリスクが低いと評価される傾向にあり、実務上も企業買収のデューデリジェンスにおいて重要な確認事項となっている。

現在の環境においては税務上の安定性を確保する必要性が非常に高く、企業の取締役会には不必要な税務リスクを取ることに極めて慎重であり、常にリスクの内容や金額を厳しく問うようになっている。ニュージーランドでは、この安定性を確保する手段として、法令に基づく任意のバインディング・ルーリング制度が整備されている。これは単なる行政的措置ではなく法律に基づく制度であり、特定の取引について税務上の取扱いを事前に確認することができる。このルーリングは納税者ではなく税務当局を拘束するもので、通常は 3 年から 5 年程度有効であり、条件や前提が満たされる限り、後に当局から異なる見解を示されることはないため、高い安定性を提供する。

この制度の利用は近年増加しており、従来は大規模案件に限定されていたが、現在では中規模案件でも積極的に利用されるようになっている。これは納税者のコンプライアンス志向の高まりを反映している。また、制度が機能している理由として、ルーリング担当者が高い専門性と信頼を有している点が挙げられる。処理期間も改善されており、かつては 2 年程度要することもあったが、現在では通常 3 ～ 6 か月程度で完了する。

もっとも、申請にはコストが伴い、申請書作成のための専門家費用に加え、税務当局にも時間単位での手数料を支払う必要がある。現在は 1 時間あたり約 135 ニュージーランドドルで、案件によっては数千ニュージーランドドルから数万ニュージーランドドルの費用が発生するが、多くの納税者は安定性を得るためにこれを受け入れている。

さらに、より低コストで迅速に安定性を得るための簡易手続も導入されており、約6週間で結論が得られ、費用も2000 ニュージーランドドル未満に抑えられている。この制度も一定程度利用されており、正式な拘束力はないものの、実務上は当局がその見解と異なる対応をとることはほとんどない。

このように、ニュージーランドでは取引前後を通じて高い安定性を確保するための複数の手段が整備され、広く活用されている。ただし、すべての納税者がこれらを利用するわけではなく、当局との接触による追加的な監視を懸念する納税者も存在し、その場合は従来どおり自主的判断に依拠するケースも見られる。それでも全体としては、バインディング・ルーリングの利用は着実に増加している。

伊藤 剛志(西村あさひ法律事務所)

日本における税務に関するコーポレートガバナンスと、事前的な対話の枠組みである J-CAP 制度(新規性の高い形態の取引等に関する個別確認プログラム)について説明する。事後的な執行に依存するのではなく、ガバナンスと対話を通じてコンプライアンスを高める点に焦点を当てる。目的は三つあり、第一に日本で税務に関するコーポレートガバナンスが重要政策となっている背景、第二に国税庁が実務上どのようにそれを評価しているか、第三に J-CAP の制度設計と実務的意義を説明することである。

日本でも税務環境は複雑化しており、大企業グループはグローバル再編やデジタル化、新興市場への進出などに直面している。こうした状況では税務上の取扱いが必ずしも明確ではなく、事後的な税務調査だけでは対応に限界があるため、比較的コンプライアンスの高い納税者に対しては早期関与と協調的アプローチが重視されるようになっている。

税務に関するコーポレートガバナンスとは、日本においては、適切な税務コンプライアンスを支える社内体制を指し、責任の明確化、経営の関与、内部統制などが含まれる。国税庁は2016年頃から大企業を中心にこれを推進しており、ガバナンスの向上がコンプライアンスの向上につながり、当局はリスクの高い領域に資源を集中できると考えている。

日本の特徴は、税務調査の過程で当局がガバナンスを定性的に評価する点にある。評価は「良好」「おおむね良好」「要改善」などで示され、課税結果そのものには直接影響しないが、改善を促す行政的なコミュニケーション手段として用いられる。2024年度の結果では125社が評価され、多くは「おおむね良好」であり、「良好」は一部、「要改善」は少数にとどまる。重要なのは順位ではなく、税務ガバナンスが体系的に評価・公表されている点である。

評価項目を見ると、経営の関与は約8割で良好と評価されており、トップの関与は定着している。一方、税務機能や内部統制はばらつきがあり、特に税務部門の体制は改善余地が大きい。多くの企業で税務が会計機能の一部として扱われており、独立した専門機能として十分に整備されていない実態がある。内部統制や再発防止策も同様で、一定の対応はしているが成熟度には差がある。これに対し、情報共有や調査対応、記録保存などの基礎的対応は比較的良好である。総じて、経営のコミットメントと基本的なコンプライアンスは確立しているが、体制整備や統制の強化が今後の課題である。

こうしたガバナンスがあっても、新規性の高い取引では不確実性が残り、対応に時間とコストがかかる場合がある。このギャップを埋めるために設計されたのが J-CAP である。J-CAP は大企業を対象とした事前相談型の枠組みであり、申告前に重要取引の税務上の取扱いについて

当局と対話することができる。正式なバインディング・ルーリングとは異なり、柔軟で迅速な対話を重視している。

J-CAP は納税者の申出により開始され、対象は具体的で文書化された取引であり、法人税や消費税が含まれる。タックスプランニングの助言や抽象的な相談ではなく、実質的な事実関係に基づく論点に限定される。現時点では主に東京国税局管内の大企業が対象であり、新たな法解釈や複雑なクロスボーダー取引などが対象となる。事実調査を要する案件や制度趣旨に合わないものは除外される。

手続は、納税者が申請し、資料を提出し、当局と対話を行うもので、通常 45 営業日程度で見解が示される。この結果は申告に反映され、納税者にとっては不確実性の低減につながる。J-CAP は納税者にとって、意思決定の円滑化や予測可能性の向上に資するものであり、税務当局にとっても税務調査資源の効率的配分やリスクベースのアプローチを可能にする点で、双方に価値をもたらす仕組みである。

企業側の視点では、税務コーポレートガバナンスの強化は基本的な誤りや単純な過少申告の減少につながる一方で、期待水準も変化する。基本的なコンプライアンスが向上すると、より複雑で本質的な税務問題に重点が移り、結果として当局による税務調査は一層高度化・詳細化する傾向にある。従来は問題とされなかった取引についても新たに検討対象となり、納税者自身が認識していなかった論点が提起されることもある。実務上は、個々の調査官の経験やアプローチによって議論の展開が大きく左右される場面も少なくない。

このような環境の中で、税務専門家の役割はより重要になっている。企業は専門的判断に依拠してリスクを評価し、複雑な照会に対応し、事業実態を法的に適切な形で説明する必要がある。ガバナンスの強化は専門家への依存を減らすのではなく、むしろ高度な判断を求める方向に作用している。伝統的に日本企業では税務は財務・会計部門の一部として扱われてきたが、複雑性の増大と期待の高まりにより、専任の税務担当者やチームの整備など内部体制の強化が求められており、これには相応のコストと投資が伴う。

J-CAP は従来の非公式な事前相談を制度化したものと位置付けられるが、その利用にあたっては慎重な判断が必要である。当局の見解が納税者の想定と異なり、より保守的なものとなる可能性があり、また制度の対象外となる論点も存在する。さらに、前提となる事実関係は後日の税務調査で検証されるため、それに関連する紛争が生じる可能性もある。このように、J-CAP は予測可能性を高める一方で、リスクを完全に排除するものではない。

総括すると、日本のアプローチはガバナンス、透明性、そして早期対話を重視するものであり、従来の税務調査を補完しつつコンプライアンス向上を図るものである。

【質疑応答(パネリスト間)】

井澤 伸晃(国税庁)

まず Noam 教授の発表については、協調的コンプライアンスアプローチが紛争予防の基盤として重要性を増しており、納税者と税務当局の関係を大きく変えうる点に意義があると感じた。コンプライアンス・パスポートの考え方は、これまで制度が存在しなかった領域をカバーし得る点で非常に興味深い。

次に日本の J-CAP については、企業の税務ガバナンスを含めた協調的コンプライアンスの実践例であり、制度としての意義があると考えます。実務の中でどのように活用され、その効率性

や当局への影響がどう現れるのかに関心がある。

またニュージーランドの事例については、早期のリスク探知や対応を重視し、納税者と当局の間の自発的な対話が機能している点が印象的である。ちなみに、相互協議の文脈でも、ニュージーランドは案件を迅速に解決している。

その上で、実務家の立場からニュージーランドにおける具体的な経験や満足度について伺いたい。

Ms Vivian Cheng (New Zealand, Chapman Tripp)

全体として、納税者はこうしたコンプライアンス制度に満足していると感じている。特にバインディング・ルーリングは税務上の安定性を得る手段として非常に有用であり、近年その重要性は一層高まっている。ニュージーランドは小規模で密接な税務コミュニティであるため、当局との対話が非常にオープンで関係も良好であり、制度の運用が円滑になっている。

もちろん対応する当局担当者によって多少の差はあるものの、それはどの国にも共通するものであり、全体として見れば実務上はかなりうまく機能していると感じている。

Prof. Noam Noked (Hong Kong, Chinese Univ. of Hong Kong)

ニュージーランドのような比較的小規模な国では、税務当局と実務家との直接的な対話が広く行われているが、より大規模で財政的・人的制約のある国でも、このような仕組みは再現可能なのかという点について伺いたい。

Ms Vivian Cheng (New Zealand, Chapman Tripp)

このような仕組みが機能するかどうかは、主に資源（リソース）と制度設計に依存する。税務当局が制度を重要と位置付け、適切な資源を投入する意思があれば、他国でも導入・応用は可能だと考える。ただし、それぞれの国の制度環境に応じた調整は必要である。

リソースの観点では、ニュージーランドではバインディング・ルーリングが費用回収型の制度として運用されており、納税者がその価値を認めて費用を負担している。この仕組みは規模の大きな国でも応用できる可能性がある。また、人材面でも専門性の高い職員の確保が不可欠である。

さらに、この仕組みが機能するためには三つの基本要素が重要である。第一に、十分な資源配分、第二に税務当局と制度に対する納税者の信頼、第三に当局と実務家との相互尊重と協働関係である。特に信頼は長年の取組によって構築されるものであり、法制度に基づく明確なルールがその基盤となる。こうした要素が揃うことで、このような協調的な仕組みはより効果的に機能すると考えている。

伊藤 剛志(西村あさひ法律事務所)

日本には従前から非拘束的な事前相談の仕組みがあるが、事前相談の見解に基づいて申告したにもかかわらず、後の税務調査で覆され紛争化したケースもあった。そのため拘束的ルーリングに強い関心がある。ニュージーランドでは費用を支払ってルーリングを取得する制度があると理解しているが、公平性の観点から、費用を多く支払える納税者が有利な取扱いを得ることになるのではないかという懸念について見解を伺いたい。

Ms Vivian Cheng (New Zealand, Chapman Tripp)

まず前提として、税務当局は納税者の主張に同意しない場合にはルーリングを出さないため、支払いによって有利な結論が得られるわけではない。ただし、費用が発生するため、従来は高額案件に限定して利用される傾向があった。しかし現在は、リスクを回避するためにコストを支払うという考え方が広まり、中規模案件でも利用が増えている。また、簡易ルーリング制度の導入により、小規模案件でも利用しやすくなっている。制度はより広い納税者に利用可能となっているが、実際の利用はまだ限定的である。なお、成功率は個々の案件では高いものの、全体では約 8 割程度であり、一定数は認められないケースも存在する。

Moderator : 本田 光宏(早稲田大学教授)

本セッションのまとめとして、税務紛争の焦点が事後的な解決から事前的な予防へと移行しつつあると感じている。一方で、国際的な税制の分断が進む中では紛争解決の重要性も引き続き高まっている。

**セッション 6 : 効率的かつ公正な付加価値税 (VAT/GST) のためのデジタルインボイス
E-invoicing for efficient and fair VAT/GST**

Moderator : 西山 由美(明治学院大学名誉教授)

セッション 6 では、デジタルインボイスをテーマに議論を行い、付加価値税 (Value Added Tax : VAT) における仕入税額控除の重要性とそれを支えるインボイスの役割を踏まえ、各国 (特にシンガポール、台湾、日本) におけるデジタルインボイス導入の現状と展望に焦点を当てる。

日本の国税庁からは大柳企画課長と池田補佐が、日本の消費税の特徴、不正還付の増加、デジタルインボイス導入による行政面の効果について説明する。シンガポール内国歳入庁 (Inland Revenue Authority of Singapore : IRAS) の Lui 氏は、シンプルで効率的な物品サービス税 (Goods and Services Tax : GST) 制度に加え、2021 年にシンガポールに導入されたペーパーレスの請求システム「InvoiceNow」と 2030 年に向けた見通しを紹介する。台湾財政部の Yu 氏は、台湾のインボイス制度と VAT 制度の特徴、特に不正防止と制度の強靱化について説明する。

さらに慶應義塾大学の漆准教授は、公平性と効率性の観点から現行の消費税制度を分析し、特に 2023 年に導入されたインボイス制度の中小企業への影響に焦点を当てる。

大柳 久幸(国税庁)

日本の消費税の執行に関する現状と課題について説明する。まず適格請求書等保存方式 (インボイス制度) 導入の背景として消費税制度の特徴を説明し、その後に現在直面している実務上の問題と対応策について述べる。

日本の消費税は、制度的には、EU 型 VAT と同様、インボイスを用いた仕入税額控除型の VAT である。税収は約 26 兆円と、国の歳入の約 3 割を占める最大の税目である。全国一律で国が一元的に課税・徴収を担当、導入当初から制度は可能な限り簡素に設計されており、長らく帳簿方式を基本として、小規模事業者の負担軽減を重視してきた。消費税は、来るべき高齢化社会に向けた安定財源を確保する観点から 1989 年に導入されたもので、導入時の税率は 3 %、その

後5%、8%と引き上げられた。2019年には標準税率が10%となると同時に軽減税率8%も導入され、2023年にインボイス制度が開始された。

日本は消費税導入当初は、インボイス方式を採用せず、帳簿方式を選択した。これは消費税導入自体に強い反対があったこと、小規模事業者が多く、デジタル基盤や会計システムが未発達であり、過度な事務負担を避ける必要があったことなどが理由である。帳簿方式の下では、仕入税額控除は帳簿に基づいて計算され、導入当初は請求書の保存は控除要件ではなかったため、税負担の実態を税務当局が確認しにくかった。また、免税事業者からの仕入れでも控除が認められたため、売り手が納税していなくても買い手が控除を受けられるといった問題が生じ、税収ロスや競争の歪み、納税者間の不公平が生じていた。

こうした問題を背景に2023年にインボイス制度が導入された。目的は複数税率下での正確な課税の確保、不正の防止、税務執行の強化、公平性の向上である。一方で小規模事業者への影響も考慮し、売り手・買い手双方に対して経過措置が設けられている。

しかし、導入後も課題は残っている。複数税率とインボイスの併用により、事務の複雑性が増し、記帳やインボイスのデジタル化が十分でないため、事業者・当局の双方に負担があるとの指摘がある。また、還付を巡る不正は、税率の引上げに伴って増加傾向にあり、架空取引、ペーパーカンパニーの利用、不正な輸出還付などの手口による悪質な事案が見られる。

これに対し、国税庁においては、調査体制を強化し、高リスク案件に特化した専門チームによる調査を実施している。その結果、多額の追徴課税が行われており、効率的かつ効果的な執行の重要性が示唆されている。対抗策としては、仕入税額控除の要件厳格化や罰則強化といった制度面の対応に加え、登録審査の厳格化、還付手続の厳格化、大口還付に対する追加資料の要求など運用面の対策も講じられている。さらにデータ分析を活用し、リスクに基づく調査へと移行している。

今後の対応策として考えられるものとしては、諸外国の例のような、リバースチャージ方式やスプリット・ペイメントの導入といったもののほか、デジタルインボイスの普及や取引情報のリアルタイムでの報告制度、またAIや高度なデータ分析の活用、国内の執行機関間や国際的な協力などがありうるのではないかと考えている。

池田 麻実(国税庁)

ここからはデジタルインボイスが税務行政をどのように変革し得るか、導入に必要な条件、現在のデジタル化の普及に向けた取組、そして諸外国のデジタルインボイス導入の具体例から得られる示唆について説明する。

デジタルインボイスは、リアルタイム又はそれに近い形でのデータ収集と連携することで、税務当局が課税取引をよりの確に把握し、不正や不適切な還付を抑制することを可能に示う。また、デジタルインボイスのほかビジネス全体のデジタル化が進むことで、企業と税務当局双方の長期的なコンプライアンスコストが低減し、サプライチェーン全体の透明性も向上させる。その結果、税務行政は従来の事後的な調査から、データに基づく予防的・効率的な執行へと転換可能となり、リスクの早期把握と国税調査官を含めた税務調査資源の適正配分が可能となる。

こうした効果を実現するためには、まずはインボイスの広範な普及が不可欠であり、加えて中小企業でも導入しやすい低コストで使いやすいデジタル環境が必要となる。また、ビジネス全体のデジタル化の検討に際しては、システムの標準化と相互運用性の確保、政府によるイン

センティブ、明確な実務指針、安全なサイバーセキュリティ体制を整備することが信頼性の確保につながる。日本では国税庁のデジタルトランスフォーメーション戦略の一環として、官民一体で事業のデジタル化を推進しており、税制優遇や補助金の拡充、企業やソフトウェア事業者への周知活動も強化している。

「税務行政の将来像 2023」では、取引から会計、税務手続までを一体的にデジタル処理することで、企業の事務負担軽減や生産性向上を図るとともに、社会全体のデジタル化を推進することを目指している。また、納税者の属性に応じた情報提供や、業界団体・ソフトウェア事業者との連携により、デジタルツールの普及を促進している。

国際的には各国でデジタルインボイスの位置付けや訴求方法が異なる。イタリアでは不正防止手段として、公平性の確保を強調している。フランスでは事務の簡素化と自動化を前面に出し、企業負担の軽減として説明している。中南米諸国では財政の透明性と効率性の向上に結び付け、EU ではデジタル経済への適合という近代化の文脈で進められている。同じ制度でも政策目的や社会的期待に応じてメッセージが調整されている点が重要である。

各国からの教訓として、まず不正防止と公平性の確保を明確に示すこと、次に長期的には事務コスト削減につながることを示すこと、さらに透明性と信頼の向上を強調することが重要であろう。また、十分な移行期間や試行段階を設け、段階的導入を明確にすること、支援策と執行を並行して進めることが不可欠である。制度の受容においては納税者との適切なコミュニケーションが最重要である。

総じて、日本としては特定の他国のモデルをそのまま導入するのではなく、国際的なベストプラクティスを参照しつつ国内の制度や商慣行に適合させていくべきである。そして、デジタルインボイスは単なるコンプライアンス遵守手段ではなく、生産性、公平性、信頼を支える基盤として位置付ける必要があると考える。

Dennis Lui (Singapore, Inland Revenue Authority)

私は、シンガポール Tax Academy と IRAS の双方で職務を担っており、副長官として GST や不動産税、印紙税、税務犯罪なども所管している。Tax Academy では公開講座などを実施しており、今後の会合についても案内している。

シンガポールの GST 制度について説明する。1994 年に税率 3 % で導入し、課税ベースを広く取りつつ、高い登録基準(現在も 100 万シンガポールドル)を設定している。ニュージーランドなどの制度を参考にしつつ、免税を最小限に抑え、輸出や国際サービスにはゼロ税率を適用する広範な課税ベースを維持してきた。この制度は約 30 年間継続している。

GST は逆進的な性質を持つため、所得分配への対応は税制の外で行うべきと考えている。シンガポールでは「Tinbergen の原則」に基づき、GST は税收確保に特化させ、分配政策は別の手段で行う。具体的には GST バウチャー制度を設け、現金給付、医療口座への拠出、公共料金補助、医療保険関連の支援などを通じて国民に直接還元している。この制度は一時的措置ではなく恒久的な仕組みとして運用されている。

複数税率の導入という代替案もあるが、それはコストが高く効果が低いと判断して採用していない。その結果、制度が簡素であるため解釈の余地が少なく、EU のような課税区分を巡る訴訟もほとんど発生していない。

次に GST におけるデジタルインボイスの説明に移る。InvoiceNow は、単なる税務コンプラ

イアンスの視点ではなく、より広い経済的ビジョンの中で位置付けられている。首相兼財務大臣の考えとして、InvoiceNow はルールや手続、データの標準化を通じて各国間の相互運用性を高め、特に ASEAN 域内での経済連携を促進するための基盤として重要であるとされている。

InvoiceNow は Peppol ネットワークを基盤とする全国的なデジタルインボイスインフラであり、企業の効率性や持続可能性の向上を目的としている。シンガポールは国際的な接続性を重視するため、当初から国際標準である Peppol との完全な互換性を確保してきた。導入は長いプロセスを経ており、2018 年に方針を示し、2023 年には公共調達での利用を基本とする方針が示され、2024 年には税務行政でも活用する計画が公表された。

この取組はデジタル化戦略全体の一環であり、情報通信メディア開発庁 (Infocomm Media Development Authority : IMDA) と IRAS が連携して進めている。モデルとしては Peppol の 5 コーナーモデルを採用しており、企業間取引の中で生成されたインボイスデータのコピーが税務当局に自動送信される仕組みである。

他国で見られるような事前承認型の集中管理モデルは採用せず、シンガポールはボトルネックを避け、国際的な相互運用性を確保するために分散型モデルを選択した。これにより、多国籍企業にとっても低コストで運用しやすい環境を目指している。

導入の最大の課題は、企業の参加を促すことである。そのため段階的導入を採用し、まずは任意登録事業者に対して要件を課し、その後全体へ拡大する方針をとっている。2026 年予算で示されたスケジュールでは、2028 年から段階的に義務化を開始し、2031 年までに売上規模に応じて適用を広げる。特に中小企業は早期に対象とし、大企業はシステムの複雑性に配慮して後段に設定している。これは企業からの意見を踏まえ、実務負担を考慮した結果である。

導入スケジュールを公表した際の企業の反応は大きな混乱はなく、既にある程度準備されていたため、現在は具体的な設計や準備に関する実務的な議論が進んでいる。税務当局としては、この移行期間を活用して企業に内部業務の見直しやシステムの近代化を進めるよう促しており、特に大企業においては老朽化した非連携のシステムの改善とデータ整備の機会とすることを期待している。

デジタルインボイスの普及には時間がかかるとの認識のもと、システムの実装や技術仕様の整備、継続的な改善を段階的に進めている。現在は義務化方針が明確になったことで、企業や業界団体との対話も活発化し、技術要件や運用に関する具体的な要望や調整が行われている。エコシステム全体の支援として、中小企業には初期数年間の無償ソリューションを提供し、大企業に対しても導入支援を行うなど、段階的かつ実務に即した対応を進めている。

総括として、シンガポールの GST 制度は単一税率による簡素で効率的な設計を維持しつつ、その逆進性は税制外の給付で対応している点が基本方針である。またデジタルインボイスはデジタル基盤の一部として位置付けられており、短期間での強制導入ではなく、企業が適切に対応できるよう時間をかけて進めている。このアプローチは OECD の方向性とも整合的であり、企業にとっても望ましいものと考えている。

Ms. Hsiao-Fen Yu (Chinese Taipei, Ministry of Finance)

本日は台湾の VAT 制度におけるデジタルインボイスについて説明する。台湾では課税の把握と脱税防止のために統一發票制度を採用しており、売上と仕入のクロスチェックを行う重要な仕組みとなっている。すべての事業者は原則として標準化された様式の統一發票を発行する義

務があり、各発票には財政部が付与する固有番号が付されている。

統一発票には紙とデジタルの両方があり、紙は手書きやレジで発行され、デジタルインボイスはインターネット経由で発行される。特にクラウドインボイスでは消費者のキャリアを読み取ることで発行され、発票データとキャリア情報は財政部プラットフォームへ送信される。

台湾は長期的視点でデジタルインボイスの導入を進めてきた。2000年に政策を開始し、2010年頃から普及が進み、2013年に法的な発票として正式に認められた。さらに消費者の利用促進のため、デジタルインボイス限定の抽選制度を導入している。その結果、2015年には発票全体の15%、2025年には約90%がデジタル化され、約72万社が導入し、総発行枚数は100億件に達した。これにより紙使用削減と環境負荷低減も実現している。

導入過程では事業者と消費者双方に課題があった。事業者はIT導入コストや技術者不足を理由に導入を躊躇し、消費者も紙発票に慣れていたためデジタル化が進みにくかった。これに対し、制度面では優良事業者への調査免除や軽微なミスに対する罰則軽減などのインセンティブを設けた。また、越境電子商取引の拡大に対応し、国外事業者にも登録と電子発票発行を義務付け、国際郵送コストの問題を解消した。

さらに、中央集約型かつクラウドベースのデジタルインボイスプラットフォームを構築し、事業者や消費者、税務当局などに無償サービスを提供している。発票データはB to Cでは2日以内、B to Bでは7日以内に送信する義務があり、これにより透明性と効率性が確保されている。また、このデータを活用することでVAT申告の効率化も実現している。

技術面では、送信メッセージ形式を標準化し、データ交換を円滑にするソフトウェアも提供している。普及にあたっては、まず大企業に導入を促し、サプライチェーン全体へ波及させる方法を採用した。また、会計士や税理士と連携して事業者への導入促進を行い、中小・零細事業者向けにはVATサービスセンターを設置して取引の簡素化を支援している。

消費者向けにはモバイルバーコードによるキャリアを導入し、公式アプリを通じてデジタルインボイスの管理や当選金の受け取りを可能にした。このアプリは700万回以上ダウンロードされ、デジタルインボイス利用の促進につながっている。さらにモバイル決済と連携することで、会計時に自動でクラウドインボイスを取得できる仕組みを整備している。また、クラウドインボイス専用の高額抽選制度を設け、消費者の利用インセンティブを高めている。

デジタルインボイスは企業と公共部門双方に利益をもたらし、業務効率化やデジタル化、新たな取引形態の創出につながっている。税務当局はインボイスデータを直接取得できるため調査効率が向上し、企業にとっても記帳や申告の正確性が高まり、印刷や保管などのコスト削減が実現する。統合基幹業務システム(Enterprise Resource Planning : ERP)との連携により会計業務のデジタル化や競争力強化も進んでいる。

また、セルフチェックアウトやスマート自販機、デジタル決済などの新しいビジネスモデルを支え、環境面ではペーパーレス化を促進し、価格の透明性向上や政策分析のためのデータ活用にも寄与している。

総括として、統一インボイス制度は台湾の現代的税務行政の基盤であり、紙削減とデジタル変革を推進するものである。現在はAIやビッグデータ分析を活用し、各種データとの連携によって税務執行の精度と効率を高め、将来のデジタル化への対応力を強化している。

漆 さき(慶應義塾大学准教授)

日本におけるデジタルインボイス導入をデジタルトランスフォーメーションの観点から、公平性と効率性という二つの柱で検討する。公平性とは脱税を抑制し適切に負担を分配すること、効率性とは事業者の遵守コストと税務当局の執行コストを最小化することを意味する。日本の消費税制度はこれまで安定して高い成果を上げてきたが、リアルタイム報告への国際的潮流の中で新たな課題に直面しているため、日本独自の設計が必要であると考ええる。

日本は税率こそ比較的低いものの、税収効率は高く、OECD の指標でも上位に位置している。この背景には納税者の高い自発的コンプライアンスと正確な帳簿管理の伝統があり、税務当局の指導もそれを支えてきた。この高い効率性は財政基盤の安定に寄与している。

しかし近年は不正還付や脱税の割合が増加しており、特に高度化・組織化された取引を伴う不正が問題となっている。紙ベースの制度ではこれらの高速・大量の取引をリアルタイムで把握することが困難であり、デジタル化された不正に対応しきれていない。

こうした状況の中で、日本は複数税率の導入に伴う仕入税額控除の正確性の確保や不正防止のため、インボイス制度を導入し、仕入税額控除には登録事業者が発行するインボイスが必要となった。これにより、買い手が控除を受けるためには売り手にインボイス発行を要求するインセンティブが働き、透明性が向上した。一方で、インボイスは依然として紙や非構造化 PDF が多く、税務当局による確認は手作業に依存しており負担が大きい。また申告が年単位であるため、台湾のようなリアルタイム処理と比べてタイムラグが存在する。

効率性の観点では、軽減税率の導入により事務負担が急増している。事業者は取引先の登録番号確認や取引区分の分類、税率ごとの管理などを行う必要があり、従来の簡易な帳簿方式に比べてソフトウェアや人的資源への依存が大きくなった。特に中小企業にとっては事務負担が大きく、運営への影響も懸念される。

また、インボイス発行には課税事業者であることが必要なため、これまで免税であったフリーランスや小規模事業者が取引上不利になるなど、取引排除や価格引下げ圧力といった問題が生じており、不公平感が広がっている。2023 年の制度導入の影響が残る中で、デジタルインボイスの即時強制導入には慎重であるべきであり、段階的な移行が必要であると考ええる。

日本における不正による逸失税収は欧州に比べればまだ小さいが、今後拡大する可能性があるため、危機が顕在化する前にデジタル基盤を整備する必要がある。デジタルインボイスには自動照合や処理の迅速化といった利点があるが、導入コストや専門人材の確保が課題であり、多くの中小企業はデジタル化を投資ではなく単なる負担と捉えている。また税務当局もリアルタイム処理や事前記入申告などの利便性を十分に提供できる状況に至っておらず、現時点では義務化のメリットが企業に理解されにくい。

現状では Peppol に基づく基盤整備が進みつつあるが、電子データの多くは非構造化 PDF に留まり、標準化されたデジタルインボイスの普及率は低い。取引先の大半が未対応である中では投資効果も得られず、導入が進みにくい「鶏と卵」の問題が存在している。一方で国際的にはデジタルインボイスは急速に広がっており、EU では 2030 年に向けて義務化が進むなど、日本企業も国際取引の中で対応を迫られる可能性が高い。

したがって即時全面義務化は現実的ではなく、段階的かつ実務重視の導入が必要である。まずは企業が業務効率化の手段としてデジタルインボイスに慣れることを重視し、税務要件とは切り離して利用を促進すべきである。具体策としては、政府調達での活用や、シンガポールや台湾のようなインセンティブ制度の導入、ICT 投資への補助や無償インフラの提供などが有効

であると考える。

結論として、日本におけるデジタルインボイス導入は長期的な取組であり、高いコンプライアンスを維持しつつ増大するリスクに対応するための戦略的移行が必要である。中小企業の負担に配慮しながら、国際取引やB to C分野を起点に基盤を構築し、同時に税務当局もリアルタイム処理や自動化への対応力を強化していくべきである。台湾やシンガポールの経験を参考にしながら、公平で効率的かつ持続可能な制度を構築することが重要である。

【質疑応答(パネリスト間)】

Ms. Hsiao-Fen Yu (Chinese Taipei, Ministry of Finance)

2023年に導入されたインボイス制度のこれまでの成果、導入上の課題への対応戦略、そして全国的なデジタルインボイス移行の明確なスケジュールの有無について伺いたい。

大柳 久幸(国税庁)

インボイス制度導入の成果として、取引の透明性向上、税率適用の適正化、益税の抑制、税務の正確性向上が挙げられよう。また、インボイス制度の導入により、消費税額はインボイスに明示され、消費税額の転嫁を妨げる構造的要因は縮小した。しかし、実際に転嫁できるかどうかの問題は依然として残っている。現在、転嫁問題は、税制というより取引環境の問題となっていると認識している。

導入課題への対応としては、制度の定着と理解の促進を最優先とし、売り手・買い手双方に対する経過措置を設けて負担を緩和している。また、事業者の負担軽減の観点からもデジタルインボイスの普及に向けて税制優遇や補助金が活用され、また、転嫁問題の動向も継続的に監視が続けられている。

なお、デジタルインボイスへの移行スケジュールについては、現時点で明確な期限は設定されていない。政府は、事業者の事業の効率化・生産性の向上を図るため、デジタルインボイスを含め、経理のデジタル化を進めることとし、省庁横断的な取組を進めてきている。ただ、日本では、現時点においても、会計事務のデジタル化が進んでおらず、特に中小企業ではデジタル化が遅れている。デジタルインボイス普及のためには、まずは企業のデジタル化と会計基盤の整備を進めることが重要であり、政府としては、金銭的インセンティブを用意しつつ、関係機関と連携しながらデジタル化を推進しているところ。中長期的には、他国の事例なども踏まえて方針を策定し、実現に向けたロードマップ策定を検討する必要があるだろう。

漆 さき(慶應義塾大学准教授)

デジタルインボイスの導入の前提となる条件をいくつか示していたが、それらの達成状況についてどのように認識しているか。

大柳 久幸(国税庁)

日本では、これらの前提条件の整備状況は様々ではない。デジタル化とデジタルインボイスの重要性に対する認識は着実に高まっており、自主的な取組やパイロットプロジェクトが既に始まっているものの、導入は依然として事業者の自主性に委ねられており、システム全体のメリットはまだ十分に実現されているとはいえない。

特に中小企業ではコストや使いやすさが大きな障壁となっており、現段階では義務化よりも支援策や周知が重視されている。全体として、日本では、より広範な導入に向けて、インボイス制度自体の定着を図りつつ、信頼と準備態勢の構築を重視しながら、段階的に基盤を築いている段階にあるといえる。

Ms. Hsiao-Fen Yu (Chinese Taipei, Ministry of Finance)

シンガポールのデジタルインボイス導入について、企業側からどのような反応や抵抗があったのか、またそれに対してどのような対応策を講じたのか。

Dennis Lui (Singapore, Inland Revenue Authority)

当初は 2018 年からデジタルインボイス導入を促す形で進めていたが、コロナ禍の影響もあり普及は想定ほど進まなかった。その後企業に意見を求めたところ、デジタル化の必要性自体は十分理解されていることが確認できた。一方で企業からは、任意ではなく義務化してほしいという意見が多く寄せられた。義務がないと予算確保や本社の承認が得られず、システム投資が進まないという事情があったためである。

そこで導入期間について意見を集めたところ、2年から10年という幅広い回答があり、それを踏まえて企業規模に応じた段階的な義務化スケジュールを設定した。2026年の予算で正式にロードマップを公表した際には、事前の対話と国際的な事例の共有により、企業側の理解と受容が進んでいた。現在は制度の是非ではなく、具体的なシステム対応や技術仕様、補助や支援策に関する実務的な議論が中心となっている。

池田 麻実(国税庁)

シンガポールではIMDAと税務当局の役割分担がどうなっているのか、実務上どの機関が主導しているのかを伺いたい。

Dennis Lui (Singapore, Inland Revenue Authority)

IMDAがデジタルインボイス全体の推進・普及を担い、税務当局であるIRASはGST登録事業者への導入促進や税務面での要件整備を担当している。両者は明確に役割分担しつつも、共通の目標のもとで緊密に連携しており、合同のステアリング委員会を通じて調整している。普及活動や広報は主にIMDAが担い、IRASは技術要件や業種別対応の助言を行う。政策決定においても両機関及び関係省庁が協働し、共同で制度設計と実施を進めている。

漆 さき(慶應義塾大学准教授)

シンガポールがデジタルインボイスを義務化する際に重視した戦略上の優先事項は何かを伺いたい。

Dennis Lui (Singapore, Inland Revenue Authority)

デジタルインボイスを税務コンプライアンスのための仕組みとしてだけ認識させないことを最優先とした。もし税務目的のみであれば、より早い段階で強制導入していたはずである。まずは導入効果を示すため、先行導入に前向きな企業を見つけることに重点を置いた。結果とし

て大企業から中小企業まで一定数の企業が参加し、コスト削減などの効果が確認された。こうした成功事例を基盤として支援策を整備し、その上で義務化へと進んだ。重要なのは拙速に進めるのではなく、継続的に企業の意見を聞き、実現可能性を見極めながら進めることである。(ここで、自身の所属する Tax Academy の 20 周年記念として用意したぬいぐるみを紹介し、パネリストへの招待に対する謝意を述べた。)

漆 さき(慶應義塾大学准教授)

台湾ではデジタルインボイスが約 90%まで普及しているとのことだが、その成功に最も寄与した政策は何かを伺いたい。

Ms. Hsiao-Fen Yu (Chinese Taipei, Ministry of Finance)

約 50 年に渡る取組の結果として現在の普及率に至った。その中でも特に重要なのは B to C 分野での普及であり、デジタルインボイスの導入により企業のコスト削減効果が明確になった点が挙げられる。さらに、クラウドインボイス専用の抽選制度が消費者にデジタルインボイスの取得を促し、その結果として企業側の導入も進む好循環が生まれた。また、モバイル決済の普及やコロナ禍における非接触需要の増加も普及を大きく後押しした。

池田 麻実(国税庁)

デジタルインボイスを積極的に活用する企業に対する税務調査免除制度について、その評価基準がどのように設定されているのかを伺いたい。

Ms. Hsiao-Fen Yu (Chinese Taipei, Ministry of Finance)

優良企業と認定されるためには、一定量のデジタル又はクラウドインボイスを発行していること、定められた期限内にすべてのデータをプラットフォームへ送信していること、さらに政府の普及施策に積極的に貢献していることが求められる。また、インボイス未発行や売上の過少申告、税務違反の履歴がある企業は対象外となる。これによりコンプライアンスの高い事業者のみを評価する仕組みとして設計されている。

池田 麻実(国税庁)

デジタルインボイスのデータ送信が ERP から自動化されているのか、またその普及状況について伺いたい。

Ms. Hsiao-Fen Yu (Chinese Taipei, Ministry of Finance)

企業の負担軽減のために無償の送信ソフトウェアを提供しており、データ送信の効率化を図っている。また、デジタルインボイスのエコシステムにおいては付加価値サービス提供者が重要な役割を担っており、普及を支えている。

Moderator : 西山由美(明治学院大学名誉教授)

ドイツなどでもデジタルインボイス義務化が進んでいる。すべての発表と協力に感謝し、本セッションを終了する。

セッション7：アジア地域の租税に関する最新トピック：新興論点及び地域動向 Hot topics in Asian taxation: Emerging issues and regional developments

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

本セッションはアジアにおける最新の話題を扱うものであり、2025 年 OECD モデル租税条約コメンタリーの改訂、受益者 (Beneficial Owner) を巡る論争、租税競争 (有害税制競争を含む)、さらに時間があればハイブリッド課税などを取り上げる予定である。

2025 年の OECD モデル租税条約改訂は、OECD 租税委員会及び同理事会で承認され、条約文自体だけでなく OECD コメンタリーに重要な変更が加えられている。特に恒久的施設 (Permanent establishment : PE) (第 5 条) や相互協議手続 (第 25 条) などに関する解釈の明確化が含まれ、これまで指針が不足していた分野について補完的なガイダンスを提供する内容となっている。

中でも重要な論点はクロスボーダーのリモートワークに関する取扱いである。今回の改訂では、自宅などからの勤務が恒久的施設を構成するかどうかについて、勤務期間の長さや企業活動との商業的関連性を基準に判断することが整理された。これは新たな概念というよりも既存のルールの明確化であり、特にリモートワークの増加に対して、どのような場合に PE と認定されるのかについての確実性を高めることを目的としている。

したがって、この改訂は企業や実務家にとって、リモートワークを含む新しい働き方に対する税務上の判断基準を提供するものであり、今後の国際税務アドバイスにおいて重要な指針となると認識している。

Mr. Brendan Brown (New Zealand, Mayne Wetherell)

ニュージーランドでは、OECD コメンタリーは租税条約の解釈において重要な参考となり、裁判でもその位置付けが確認されている。例えば、外国企業が 24 時間対応のためにニュージーランド居住者を雇用する場合、その従業員の自宅が PE と認定され得ると整理されている。また、国内制度としてデジタルノマドを受け入れる施策が導入されており、一定条件下で最長 275 日滞在しても非居住者扱いとされ、PE 課税リスクを回避できる枠組みが整備されている。

Prof. Yan Xu (Hong Kong/Australia, Univ. of New South Wales)

2025 年 OECD コメンタリー改訂は法的拘束力を持たないため、その影響は各国の解釈姿勢に依存する。実務では、OECD に沿った柔軟な解釈を行う国、動的解釈を採用する国、従来の解釈を維持する国など複数の類型が存在する。オーストラリアでは既に OECD コメンタリーを参考とする実務が確立しているため新コメンタリーは実務に影響を与えると考えられるが、立法改正ではなく当局の解釈運用として反映される見込みである。一方で香港のように OECD 非加盟地域でも租税条約上は OECD の概念を採用する地域では、OECD コメンタリーは参考にはなるが拘束力は限定的であり、個別事案に応じた判断が必要となる。総じて今回の改訂は新たなルールを創設するものではなく、既存の PE 概念をリモートワークの文脈で明確化したものにすぎないと評価している。

下尾 裕(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

日本の実務では従来、リモートワークに関する PE の判定は支店や代理人 PE のような従来の概念に基づいて行われており、自宅を企業の使用可能な場所と認めることは難しいとされてきた。今回の OECD コメンタリーでは、勤務時間の 50%以上が当該場所で行われるかどうかや、商業的理由の有無といった判断基準が示されており、PE 認定に一定の影響を与える可能性がある。現時点で日本の国税庁から明確な指針は示されていないが、日本は留保を付していないため、今後は改訂 OECD コメンタリーに沿った運用がなされる可能性が高い。ただし、自宅が企業の支配下にあると認定されるハードルは依然として高く、個別事実に基づく判断が重要になると考える。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

今回の改訂は企業にとってリモートワーク体制の見直しを促すものであり、意図しない PE 認定を回避する観点からも重要である。

続いて天然資源に関する新たな規定に話題を移す。天然資源に関する改訂では、石油・ガスや鉱業などの資源開発活動に関する課税権を源泉地国により強く認める内容が盛り込まれている。特に一定期間を超える活動について PE とみなす規定が導入され、資源国の課税権確保を強化する趣旨である。

Prof. Yan Xu (Hong Kong/Australia, Univ. of New South Wales)

オーストラリアの観点から見ると、この改訂は従来の政策と整合的であり、大きな変更ではない。オーストラリアは従来から源泉国として源泉地国課税権を重視しており、採掘活動や関連設備に関する特別な PE 規定を多くの租税条約に組み込んできた。今回の改訂はこうした立場を国際的に裏付けるものであり、今後の条約交渉においては、より低い PE 認定基準の導入などに影響を与える可能性がある。一方で、短期的・補助的活動まで過度に課税対象とならないよう、適用範囲を明確に区切る必要があると認識している。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

次のテーマとして受益者に関する論点を取り上げ、インドネシア最高裁の事例を紹介する。本件では、インドネシア企業がオランダに金融子会社を設立し、低い金利で資金調達を行い、その資金をグループ内で再構成することで利子を配当化し、源泉税を回避するスキームを構築していた。長年この構造は認められていたが、近年の判例では税務当局が受益者性を否定し、実質的なボーナス金利として扱い、20%の源泉税を課す判断が示された。過去の判決では形式的居住性が重視されていたが、最近の判決では経済的実質に基づき、法的形式と経済実態の乖離を理由に結論が変更されている。この点についてパネリストに伺いたい。

Mr. Brendan Brown (New Zealand, Mayne Wetherell)

ニュージーランドでは受益者概念はコモンロー上比較的確立した意味を有しているため、このような事案において受益者論で争うことはあまりないと考える。むしろ一般的租税回避否認規定や租税条約の主要目的テスト(Principal Purpose Test : PPT)を用いて対処する可能性が高い。

税務当局としても、専門的な税法規定を用いた方が裁判での説得力が高く、受益者概念への依存は実務上限定的になると考えている。

吉岡 博之(TMI 総合法律事務所)

日本では国内法上、受益者概念は明確には導入されていないが、形式上の受領者ではなく実際に利益を享受する者に課税するという実質所得者課税の原則がある。このため実質が重要視される傾向にあるが、租税条約上の受益者概念については明確な判例や通達が乏しいのが現状である。それでも経済的実質を重視する観点からすると、インドネシアの事例と同様の結論に至る可能性は十分にあると考えている。

Prof. Yan Xu (Hong Kong/Australia, Univ. of New South Wales)

インドネシア最高裁の判断は実質優先や租税回避防止の色彩が強く、受益者概念を広く解釈したものであると考える。オーストラリアや香港では、租税条約上の受益者概念は依然として重要であり、単に最終的に利益が親会社に帰属するという理由だけでは否認されにくい。焦点はあくまで受領者自身が所得を使用・享受する権限を有するかどうかであり、実体ある事業活動や居住性があれば条約恩典が認められる余地がある。したがって、インドネシアの結論はペーパーカンパニーには妥当だが、実体を有する企業にも同様に適用する場合には慎重が必要であると考えている。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

受益者概念については OECD でも一定の指針はあるものの、依然として不明確な点が多く、各国が独自に解釈している状況である。特に途上国ではより厳格に適用される傾向があり、源泉地国課税の確保の観点から条約適用が否認されるケースが増えている。

Prof. Yan Xu (Hong Kong/Australia, Univ. of New South Wales)

インドでも受益者概念は重要な争点であり、多くの訴訟が存在する。租税条約や国内法で明確に定義されていないものの、裁判所は条約恩典の適用に際して受益者であることを要求する立場を取っている。最近の判例でも、形式的に居住者であっても受益者でない場合には租税条約上の利益が否認されており、実質重視の傾向が強まっている。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

本日の議論を踏まえると、受益者概念の解釈などについて、OECD や国連によるさらなる明確化が求められている点が示唆された。また、英国裁判所の判例にも見られるように、こうした概念は各国の国内税法の枠内で解釈されるべきであり、この点についても今後の検討課題であると考えられる。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

次に、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 行動、とりわけ有害な租税競争の問題に話題を移したい。各国間の租税競争は、投資誘致や経済成長促進のための重要な政策手段として長年用いられてきたが、その結果として各種の税制優遇措置が導入されてきた。例えば、税率の引下

げ、特定産業に対する優遇措置、地域統括拠点へのインセンティブなどである。しかし、「第2の柱(Pillar 2)」の導入により、こうした優遇措置は多国籍企業にとって魅力が低下し、他の法域においてトップアップ課税により効果が相殺される可能性がある。

そのため、源泉地国においては、QDMTT(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)の導入などの対応が求められることになる。この点について、ニュージーランドにおける Pillar 2 及び QDMTT の導入状況や実務的な対応についてパネリストにコメントを伺いたい。

Mr. Brendan Brown (New Zealand, Mayne Wetherell)

まず背景として、ニュージーランドで Pillar 2 の IIR (Income Inclusion Rule) の対象となるのは 20~25 程度の企業グループにすぎず、その導入・運用コストは税収を上回ると広く認識されている。それにもかかわらず、ニュージーランドは 2025 年 1 月 1 日から IIR 及び UTPR (Undertaxed Profits Rule) を導入している。QDMTT は導入しておらず、その代わりに国内版の IIR を採用している。この制度はニュージーランドに本社を置くグループにのみ適用される点で QDMTT より限定的である。

また、OECD モデルルールを国内法に直接書き込まず参照方式で取り込んでおり、これは法的安定性の観点で議論があると認識している。

Prof. Yan Xu (Hong Kong/Australia, Univ. of New South Wales)

オーストラリアでは IIR、UTPR、国内ミニマム税 (Domestic Minimum Tax : DMT) を導入し、グローバル最低税率 15% の確保を図っている。オーストラリアはもともと法人税率が 30% と高いため競争力への影響は限定的であり、むしろ税源保護の手段として機能している。一方、香港でも Pillar 2 を導入しているが、低税率を特徴とする経済であるため、トップアップ課税により税制競争力が相対的に低下する可能性がある。その結果、今後は税率ではなく市場アクセスやインフラといった非税務要因の重要性が高まると考えている。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

最後に Pillar 2 について、日本の対応について伺いたい。日本は資本輸出国として各国への投資を行っているため、アジア諸国に重要な影響を持つと認識している。

下尾 裕(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

日本では、2023 年度税制改正で IIR が導入され、2024 年 4 月 1 日に開始する対象会計年度から適用され、2025 年度改正で UTPR や QDMTT も導入された。制度内容は OECD モデルルールと整合的であり、セーフハーバーも含まれている。Pillar 2 は売上高 7.5 億ユーロ以上の大企業グループに適用されるため、中小企業への影響は限定的である。一方で大企業にとっては税優遇の効果が制限されるため、開発途上国は税率引下げではなく補助金などの経済的インセンティブへ政策を転換する可能性があると考えている。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

企業の投資判断は税以外にも労働コストや市場アクセスといった要因に依存するため、税制変更だけで投資行動が大きく変わるわけではないが、Pillar 2 は意思決定に一定の影響を与える

と整理する。その上で制度が源泉地と居住地の課税権の配分問題を解決するかについてパネリストに伺いたい。

Prof. Yan Xu (Hong Kong/Australia, Univ. of New South Wales)

Pillar 2 は最低税率 15% を確保することで過度な税率競争を抑制する効果はあるが、課税権の配分問題を根本的に解決するものではない。IIR の優先適用により居住地国の課税権が優位となる場合もあり、源泉地国に十分な税金が配分されるとは限らない。また 15% という水準自体が多くの国の通常税率より低いため、多国籍企業と国内企業の負担差が残る可能性もある。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

各国の税務当局と議論する中で、Pillar 2 の導入に向けた規制整備や実施体制の構築には相当の労力とリソース配分が必要であることが認識されている。他方で、その実施によって得られる潜在的な税金は必ずしも大きくないとの見方もあり、居住地国と源泉地国の双方にとって有効な課税手段となり得るかは引き続き検証が必要である。

これを踏まえ、次のテーマとして税務とテクノロジーの関係に議論を移したい。近年は、デジタルインボイスの導入などに見られるように、税務行政におけるデータ処理の高度化が進んでおり、税務当局がテクノロジーを活用して大量のデータを分析する動きが顕著になっている。同時に、納税者側においても、コンプライアンス対応のために大量のデータ処理や分析を行う必要が生じており、テクノロジーの役割はますます重要になっている。さらに、AI の活用も進展しており、税務の分野に大きな変化をもたらしつつある。このような状況において、税務目的でのテクノロジー導入が今後どのように進展し、どの程度の変化をもたらすかについて、パネリストに伺いたい。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

AI が税務専門家を完全に代替するかについては、現時点では否定的に考えている。確かに大量データの処理や分析においては大きな効率化が可能だが、税務アドバイザーの役割は単なる分析ではなく、顧客が信頼できる人間から説明や安心を得る点にあるため、この需要は当面維持されると考える。一方で AI の活用には重大なリスクも存在し、特に機密情報や弁護士秘匿特権の侵害が問題となる。実際に AI を利用した文書作成により守秘義務違反が生じ、規制当局への報告に至った事例もある。このように、AI は有用である一方で、その利用には慎重な管理と理解が不可欠であると認識している。

吉岡 博之 (TMI 総合法律事務所)

日本では税務当局が AI を活用して調査対象を選定しており、その結果、2024 年には追徴税額が過去最高となった。今後は調査や資料分析にも AI 活用が拡大すると見込まれるが、現時点では法制度の複雑さから AI の回答には誤りも多く、納税者側でも慎重な利用が必要である。

Prof. Yan Xu (Hong Kong/Australia, Univ. of New South Wales)

AI の導入は、急激なものではなく段階的に進むと考える。税務当局では不正検知や意思決定支援に活用が進んでいるが、データの質や信頼性、コストといった課題も残る。一方で納税者

側もリアルタイムでのデータ管理や説明責任が求められるようになる。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

最後のテーマとして R&D インセンティブに関する議論に移りたい。この問題は、成長促進と課税ベースの維持という二つの側面に影響を及ぼす重要な論点である。多くの国において、政府は R&D 税制や投資優遇措置を通じて経済成長を促進すると同時に、租税回避のリスクへの対応も図っているが、これらは表裏一体の関係にある。

特にアジアにおいては、投資誘致を巡る政策競争の中で、このバランスをどのように取るかが大きな課題となっている。R&D インセンティブは、単に投資を呼び込むだけでなく、実質的なイノベーション活動を促進するものでなければならないが、その一方で、過度な優遇は税収の安定性に影響を及ぼす可能性もある。このため、制度設計にあたっては、対象範囲の設定や実体要件の確保、過度な優遇の防止、さらにはコンプライアンス負担とのバランスといった点が重要な検討課題となる。

また、一部の国では、低税率政策と組み合わせて企業の研究開発拠点の誘致を図る動きも見られる。そこで、各国における R&D 税制の具体的な仕組みや、その実務上の影響、さらには租税回避への対応について、パネリストに伺いたい。

Mr. Brendan Brown (New Zealand, Mayne Wetherell)

まず一般的なコメントとして、ニュージーランドは長年にわたり、課税ベースを広く、税率を低く保つというアプローチを採用してきた。実際には税率が必ずしも低いとは言えず、多くのキャピタルゲインが課税対象外とされている面もあるが、基本的な考え方としては、税制を特定の行動を促進するための手段として用いることには慎重であり、可能な限り効率的かつ簡素に税を徴収することを重視している。

もっとも、研究開発については例外を設けており、一定の範囲内で還付可能な税額控除制度を導入している。具体的には、適格な研究開発活動に対して 15% の税額控除が認められており、その対象金額は年間 1 億 2,000 万ニュージーランドドル、すなわち約 7,000 万米ドル相当までとなっている。この制度における租税回避防止は、主として適格な活動の定義及び制度運用の在り方によって担保されている。通常の税制は自己申告に基づくが、研究開発税制については事前に計画書を提出し、当局とやり取りを行う必要があり、こうした手続を通じて制度が本来の目的どおりに利用されるよう確保している。

下尾 裕(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

一般的に、R&D 費用については税額控除が認められており、その控除額は企業の R&D 支出額に基づいて一定割合で算定される。特に、大学や国立研究機関との共同研究や革新的な研究開発については、より手厚い優遇措置が適用される。通常、税額控除の上限は法人税額の約 25% とされているが、R&D 支出の増加や特例の適用により、この上限はさらに引き上げられる可能性がある。

また、新たにイノベーション関連の優遇制度も導入されており、例えばライセンス収入の 30% を控除対象とする仕組みが設けられている。この制度は、AI 関連の著作物や特許などに適用されるものであり、納税者自身によって開発された知的財産に基づく収入に対して適用され

る点が特徴である。

Prof. Yan Xu (Hong Kong/Australia, Univ. of New South Wales)

オーストラリアでは企業規模に応じた税額控除制度があり、小規模企業には還付可能な税額控除制度が適用されるなど、イノベーション促進を重視した設計となっている。

吉岡 博之(TMI 総合法律事務所)

数年前、日本は国境を越える無形資産取引に関して価格調整措置を導入し、特に無形資産の価値評価について一定の枠組みを整備するとともに、外国子会社合算税制の見直しも行ってきた。もっとも、日本企業はこれらの制度導入以前から、知的財産を低税率国へ移転するような積極的な利益移転を一般的には行ってこなかったといえる。しかし、こうした税制の強化により、結果として日本企業は、低税率国に無形資産を配置することについて、より慎重な姿勢を取るようになっていく。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

最後に各パネリストから簡単な総括コメントをいただきたい。

吉岡 博之(TMI 総合法律事務所)

パネリストとして参加するのは今回が初めてであったが、非常に興味深い議論であった。特に本日議論されたテーマや関連トピックは大変示唆に富むものであり、有意義な機会であった。パネリストとして参加できたことに感謝している。

Prof. Yan Xu (Hong Kong/Australia, Univ. of New South Wales)

2025 年 OECD モデル租税条約改訂は、既存の租税条約の考え方を全面的に置き換えるものではなく、それらを現代化する内容であったといえる。その結果、PE の概念や透明性、情報交換の重要性が、今日のビジネスや資金調達モデルにおいて一層高まっている。また、オーストラリアや香港においては、形式よりも実体が重視される傾向が強まっており、実質的な事業活動やそれを裏付ける証拠が求められている。全体として、税制はより協調的かつデータ主導型のものとなり、経済実態と一致しない形式的なストラクチャーは通用しにくくなっている。

Mr. Brendan Brown (New Zealand, Mayne Wetherell)

本パネルでは幅広い論点を取り上げたが、国際課税の実務に精通した者にとっても、現在のルールは極めて複雑であり、その複雑さは目的に照らして過剰ではないかという印象を受ける。これらの制度は、リソースに制約のある税務当局や納税者によって運用されることを踏まえると、一部の施策は行き過ぎている可能性があるのではないかと考える。

下尾 裕(アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

本日の議論に参加する機会を得たことに深く感謝している。本セッションでは重要な論点が数多く取り上げられたが、いずれも明確な答えが存在するものではない。本日の議論が参加者にとって何らかの示唆となることを期待している。

Moderator: Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

パネリストの貢献に感謝するとともに、準備や調査を含めた努力に敬意を表したい。また、最後まで参加した出席者にも感謝し、本セッションを終了する。

2026 年 IFA 年次総会(オーストラリア・メルボルン)の案内

Prof. Emer. Richard Vann (Australia, Sydney Univ.)

本大会の成功に対し、IFA 日本支部に深く感謝する。二日間の大会は、非常に充実した内容であった。次回はメルボルンにおいて同様、あるいはそれ以上の大会を期待している。オーストラリア、とりわけメルボルンには、ワインやライフスタイルといった魅力があり、市内から 1 時間圏内に優れたワイン産地や美しい景観、優れたレストランが存在する。多くの人にとってオーストラリアへの訪問は生涯に一度か二度の機会であるが、その際にはぜひメルボルンを訪れる価値がある。長時間のフライトに見合う経験が得られるはずである。

また、メルボルンでの大会は素晴らしいものとなる見込みであり、2003 年に開催された IFA 年次総会(シドニー大会)も非常に高い評価を受けている。メルボルンはコーヒー、食事、人々の温かさにおいても魅力的な都市である。ぜひ真剣に来訪を検討してほしい。

2027 年 IFA アジア太平洋地域会合(インドネシア・ジャカルタ)の案内

Permana Adi Saputra (Indonesia, Chair of IFA Indonesia)

IFA インドネシア支部を代表して、IFA 日本支部によるイベントの成功を心より祝福する。200 名以上の参加者が集まったことに敬意を表する。本イベントが示した高い水準は、我々にとって大きな挑戦であるが、2027 年 5 月 12 日・13 日にジャカルタにおいて同規模の大会を開催する予定である。参加者は約 200 名を見込んでおり、ホテル及びボールルームを備えた複合施設にて実施する計画である。ぜひジャカルタにお越しいただきたい。インドネシアは多様な料理文化で知られており、ルンダン(西スマトラ州発祥の伝統料理)をはじめ、地域ごとに特色ある食文化を楽しむことができる。皆様の来訪を心よりお待ちしております。

閉会挨拶

Mr. Ichwan Sukardi (Indonesia, Chair of IFA/APAC)

本セッションの終了にあたり、IFA 日本支部が本イベントを非常に良く組織されたことにに対し、心より祝意を表する。本大会は我々の期待を超える内容であり、運営の完成度の高さに深く感銘を受けた。インドネシアにとっては、この水準に到達することは大きな挑戦であるが、来年はインドネシアで再会できること、また、本年 10 月のメルボルンでの IFA 年次総会でも再びお会いできることを楽しみにしている。

本大会は単に知識や情報を得る場にとどまらず、ネットワークを構築・強化する重要な機会である。現在のように変化の激しい環境下においては、十分なネットワークが不可欠である。また、国際課税を含む税制は大きく変化し続けているが、これは我々にとって課題であると同

時にチャンスでもある。ルールの変化により助言の需要が高まり、我々の専門職としての価値も高まるからである。改めて、日本支部の温かいもてなしに感謝し、今後の再会を期待する。